



国際競技規則(ICR)

ブック III スキージャンピング

第48回インターナショナルスキーコングレス 江原(韓国) 承認

EDITION SEPTEMBER 2012

1st Section

200 全競技共通規程

- 200.1 FIS カレンダー大会はすべて、関連する FIS 規則の下に開催する。
- 200.2 組織と運営 各種競技会の組織と運営に関する規則や指示は、それぞれの規則を参照する。
- 200.3 参加

FIS カレンダーに掲載されている競技会には、所属国スキー連盟が適切に許可し、且つ、 最新のクオータに従いエントリーされた選手が参加できる。

200.4 特別規程

FIS 理事会は、異なる参加資格基準がある国内または国際競技会を開催するために、各国スキー連盟に規則や規程を採用する権限を与えることができる。ただし、現行規則の範囲内であることを条件とする。

200.5 コントロール

FIS カレンダーに掲載されている全競技会は、FIS 技術代表(以下「TD」)により監督されなければならない。

200.6 選手、オフィシャル、コーチについて科され、公表されたあらゆる法的制裁は、FIS 及 び各国スキー連盟に承認される。

201 競技会の分類及び種類

201.1 特別規則及び/または参加制限のある競技会

FIS 加盟国スキー連盟、またはこれらのスキー連盟に所属し連盟の承認を得たクラブは、近隣国スキー連盟またはそのクラブを、自らの開催する競技会に招待することができる。ただし、これらの競技会を国際競技会として公表、告知してはならない。告知の際に、その参加制限を明確にしなければならない。

- 201.1.1 特別規則及び/または参加制限のある競技会や、FIS 非加盟連盟を含む競技会を、FIS 理事会の承認する特別競技規則の下で開催することができる。そのような規則は、その告知の中で、公表されなければならない。
- 201.2 FIS 非加盟連盟の競技会

FIS 理事会は、FIS 加盟国スキー連盟が、競技会に FIS 非加盟連盟組織(軍隊など)を 招待することや、そのような組織からの招待を受理することを承諾することができる。

- 201.3 競技会の分類
- 201.3.1 オリンピック冬季競技大会、FIS 世界選手権大会、FIS ジュニア世界選手権大会
- 201.3.2 FIS ワールドカップ
- 201.3.3 FIS コンチネンタルカップ
- 201.3.4 国際 FIS 競技会 (FIS レース)
- 201.3.5 特別参加及び/または参加資格のある競技会
- 201.3.6 FIS 非加盟組織との競技会

201.4 FIS 競技 (FIS Disciplines)

競技とはスポーツの1つの分野であり、また、1つまたは複数の種目を含む。例えば、クロスカントリースキーは、FIS 競技であり、クロスカントリースプリントは、種目である。

201.4.1 FIS 競技の承認

新しい競技が、1つまたは複数の種目からなり、少なくとも25ヶ国と3大陸で広く行われている場合、FISプログラムとして含むことができる。

201.4.2 FIS 競技からの除外

競技が少なくとも2つの大陸の12カ国のスキー連盟で行われない場合、FIS総会はFISプログラムからその競技を除外することができる。

201.5 FIS イベント

イベントは、スポーツの競技会、またはその競技の内の1つである。それは、順位(ランキング)がつけられ、メダル及び/またはディプロマが与えられる。

201.6 競技会のタイプ

国際競技会は、次からなる:

201.6.1 ノルディック大会

クロスカントリー、ローラースキー、スキージャンプ、スキーフライング、ノルディックコンバインド、ノルディックコンバインド団体、ローラースキーまたはインラインを 用いたノルディックコンバインド、スキージャンプ団体、プラスティックジャンプ台で のスキージャンプ、ポピュラークロスカントリーレース

201.6.2 アルペン大会

滑降、回転、大回転、スーパー大回転、パラレル、複合、KO、団体

201.6.3 フリースタイル大会

モーグル、デュアルモーグル、エアリアル、スキークロス、ハーフパイプ、スロープスタイル、団体

201.6.4 スノーボード大会

スラローム、パラレルスラローム、大回転、パラレル大回転、スーパーG、ハーフパイプ、スノーボードクロス、ビッグエア、スロープスタイル、団体

- 201.6.5 テレマーク大会
- 201.6.6 フィルングライテン
- 201.6.7 スピードスキー大会
- 201.6.8 グラススキー大会
- 201.6.9 他のスポーツとの複合大会
- 201.6.10 チルドレン、マスターズ、障害者大会等
- 201.7 FIS 世界選手権大会プログラム

- 201.7.1 FIS 世界選手権大会のプログラムに含まれるために、種目は、数と地理的に認められた 国際的立場があり、また、世界選手権大会プログラムに含まれることが考慮される前に、 少なくとも 2 年間ワールドカップに含まれていなければならない。
- 201.7.2 世界選手権大会の遅くとも3年前までには、種目は、(世界選手権プログラムに含まれることを)認められる。
- 201.7.3 単一の種目は、個人ランキングとチームランキングの両方を同時にもたらすことはできない。
- 201. 7. 4 FIS 世界選手権大会及び FIS ジュニア世界選手権大会のすべての競技(アルペン、ノルディック、スノーボード、フリースタイル、グラススキー、ローラースキー、テレマーク、スピードスキー)で、団体及び個人種目にそれぞれ 8 ヶ国以上の参加があった場合のみに、メダルは授与される。

202 **FIS** カレンダー

- 202.1 立候補と告知
- 202.1.1 各国スキー連盟は、「世界選手権大会開催規則」に従い、FIS 世界選手権大会の開催立 候補を表明する権利を持つ。
- 202.1.2 その他すべての競技会については、FIS が発行する FIS カレンダー・カンファレンス規則に従い、各国スキー連盟が、国際スキーカレンダーに掲載するための登録を FIS にしなければならない
- 202.1.2.1 各国スキー連盟は8月31日までに、FIS カレンダープログラム (ftp://ftp.fisski.ch/Software/Programs/)を使いFIS に申請を提出しなければならない。 (南半球は5月31日まで)
- 202.1.2.2 競技会の割り当て

各国スキー連盟への競技会の割り当ては、FISと各国スキー連盟の間での電子通信を通じて行う。FISワールドカップ競技会の場合、カレンダーは、それぞれの技術委員会の提案に基づき、理事会の承認を条件とする。

202.1.2.3 コース公認

FIS カレンダーに掲載されている競技会は、FIS 公認を受けた競技コースまたはジャンプ台でのみ開催することができる。大会の申し込みをする際に、コース公認証番号が含まれなければならない。

202. 1. 2. 4 FIS カレンダーの公表FIS カレンダーは、FIS により FIS ウェブサイト (www. fis-ski. com) で公表される。FIS が、キャンセル、延期、その他の変更を絶えず反映させ、アップデートする。

202.1.2.5 延期

FIS カレンダーに掲載されている競技会が延期となる場合、FIS に速やかに連絡し、各国スキー連盟に新しいインビテーションを送付しなければならない。さもなければ、その競技会は FIS ポイント対象とならない。

202.1.2.6 カレンダーフィー

年会費に加え、カレンダーフィーが FIS 総会で決められ、FIS カレンダー上の各大会分を毎年支払うものである。競技日の 30 日前に提出された申請については、通常のカレンダーフィーに加え、50%の追加料金を支払う。代替となった大会についてのカレンダーフィーは、全額の支払い責任が元の開催国スキー連盟にある。

シーズン初めに、各国スキー連盟に前シーズンの実績の70%の請求書が送られる。 この請求額はFISアカウントから引き落とされる。シーズン終了後、各国スキー連盟は、 そのシーズンのすべての競技会の詳細な請求書を受取る。その後、差額が当該国のFIS アカウントから引き落とされる、もしくは入金される。

202.1.3 レース開催者の任命

各国スキー連盟が、加盟しているスキークラブなどをレース開催者に任命する場合、「国内スキー連盟と開催者の登録用紙」または同様の同意書を利用して任命する。各国スキー連盟による国際スキーカレンダーへの大会申請は、大会開催について必要な同意が確立されたものとみなす。

202.2 他国でのレース開催

他国のスキー連盟により開催される競技会は、開催地となる国のスキー連盟が承認したときにのみ、FIS カレンダーに掲載される。

203 FIS レース参加ためのライセンス (FIS ライセンス)

FIS レースに参加するためのライセンスは、FIS に各競技(複数可)において選手登録をし、参加基準を満たす選手に、各国スキー連盟により発行される。

- 203.1 FIS ライセンスイヤーは、7月1日から始まり、翌年6月30日に終了する。
- 203.2 FIS 大会への参加資格を得るには、選手は所属国スキー連盟が発行したライセンスを所持しなければならない。このライセンスは、当該ライセンスイヤー期間中のみ、北半球及び南半球で有効である。ライセンスは特定の1ヶ国または特定の複数大会での参加に限って有効である。
- 203.2.1 FIS レースに参加するために FIS ライセンスを登録した選手全員が FIS 規則を承諾していることを、各国スキー連盟は保証しなくてはいけない。特に、ドーピング事例における上訴裁判所としてのスポーツ仲裁裁判所 (CAS) の独占的権限に触れている条項を承諾していることを保証しなければならない。
- 203.3 選手がパスポートのコピーを提出することでその国籍と有資格を証明し、FIS 理事会が 承認した書式の選手宣誓書に署名し、それを所属のスキー連盟に返送した場合にのみ、 各国スキー連盟は、FIS ライセンスを発行することができる。未成年の申請者から提出 されるすべての書類には、保護者(法的後見人)の署名が必要である。パスポートのコ ピーと署名された選手宣誓書は、要望に応じて、FIS に提出できるようにしなくてはな らない。

- 203.4 FIS ライセンスイヤー (7月1日から翌年6月30日) の期間中、選手は1ヶ国のスキー連盟が発行する FIS ライセンスを持って、国際 FIS 競技会に参加することができる。
- 203.5 FIS ライセンス登録の変更申請

一国のスキー連盟から他国のスキー連盟へのライセンス登録の変更申請は、春の FIS 理事会で検討される。原則として、選手が、新しい国への関連を証明しない場合、ライセンス登録の変更申請は認められない。ライセンス登録の変更申請を提出する前に、選手は競技をする国の市民権及びパスポートを所持していなければならない。加えて、新しい国/スキー連盟への登録の変更を要望する日から遡り、2年間以上、その選手はその国の主たる法的に有効な居住地がなければならない。選手が、新たに登録する国で生まれている場合、また、父または母がその国の国民である場合、2年間の居住規則への例外が撤回される。また、選手は、個人の状況についての詳細な説明と、ライセンス登録の変更申請の理由を、申請と共に提出する必要がある。

203.5.1 選手が、各国スキー連盟を代表して FIS カレンダー大会に既に参加している場合、新しく所属するスキー連盟が登録変更の要望を FIS に送る前に、203.5 条に記載の市民権・パスポート・居住地に関する必要事項に加えて、前所属のスキー連盟から書面での同意が必要である。

このような書面の同意がない場合、選手は、前所属のスキー連盟を代表して参加したシーズンの終わりから 12 ヶ月間 FIS カレンダー大会に参加できなく、また、新しく所属するスキー連盟より FIS レースに参加するためのライセンスの発行を受けることもできない。

これらのルールは、選手が複数の国籍を持ち、ライセンス登録国の変更を希望するときにも有効である。

- 203. 5. 2 規則のスピリットに反していて、国際スキー連盟の利益と考えられる場合、FIS 理事会は、前述の条件が満たされるにも関わらず、ライセンスの付与または、付与、変更を断る権利を完全なる裁量権で保持する。(例:加盟国スキー連盟が選手を輸入しようとする場合、ライセンス登録の変更を拒否する。)
- 203.5.3 ライセンス登録国の変更申請に必要な条件を満たさない場合、 例外的な状況があり、その変更を許諾することが国際スキー連盟の利益である旨を、書 面にて、FIS 理事会が納得するように説明する義務は、選手にある。
- 203. 5. 4 選手が所属国スキー連盟を変更する場合、前の所属スキー連盟がその選手の移籍を許諾 する条件で、それまでの FIS ポイントを保持する。
- 203.5.5 各国スキー連盟が提出したライセンス登録の変更申請書類(前の所属スキー連盟からの同意書面、パスポート、居住地に関する手紙)が虚偽と分かった場合、FIS 理事会は、その選手と新しく所属するスキー連盟に罰則を科す。

204 選手の参加資格

- 204.1 各国スキー連盟は、次に該当する選手をその組織の中で、サポート又は登録をしてはならず、並びに FIS レースまたは国内レースに参加をするためのライセンスを発行してはならない。:
- 204.1.1 不品行またはスポーツマンらしからぬ行為を犯したことがある、もしくは FIS 医事規定 やアンチドーピング規則を尊重しなかったことがある。
- 204.1.2 直接もしくは間接的に、競技会への出場に対する金銭報酬を受ける、または受けたことがある。
- 204.1.3 219条に定められたよりも高価な賞を受ける、または受けたことがある。
- 204.1.4 所属国スキー連盟または担当プールが当事者となってスポンサー、用品、広告に関する 契約を結んでいる場合を除き、自分の氏名、肩書き、個人写真が広告に使用されること を許可する、または許可したことがある。
- 204.1.5 FIS 規則による出場資格を持たない選手と故意に対戦する、または対戦したことがある。ただし、次の場合を除く。:
- 204.1.5.1 その競技会を FIS 理事会が承認し、FIS または各国スキー連盟が直接コントロールし、かつその競技会が"オープン"競技会として告知されている。
- 204.1.6 選手宣誓書に署名していない。
- 204.1.7 出場停止処分中である。
- 204.2 FIS レースに参加をするためのライセンス発行及びエントリーをもって、各国スキー連盟は、トレーニング及び競技会に対する十分かつ有効な傷害保険がその選手にかけられていることを確認し、全責任を負う。

205 選手の義務と権利

- 205.1 選手には FIS 規則を熟知する義務があり、ジュリーからの追加の指示にも従わなければ ならない。また、選手は、FIS 規則と規程に従わなければならない。
- 205.2 選手はドーピングを使用してはならない。(FIS アンチドーピング規則&手続きガイドラインを参照。)
- 205.3 選手宣誓書に書かれてあるように、選手は、トレーニングコース・競技コースの安全性 の懸念についてジュリーに報告する権利がある。更なる詳細は、対応する競技規則に記載されている。
- 205.4 表彰式に理由なく欠席した選手は、賞金を含むいかなる賞に対する請求権を失う。 例外的な状況においては、所属チームのメンバーが代理出席することもできるが、この 代理人が表彰台に立つことはできない。
- 205.5 選手は、組織委員会委員、ボランティア、役員、一般の人々に対し、礼儀正しくかつスポーツマンらしくふるまわなければならない。
- 205.6 選手へのサポート
- 205.6.1 FIS レースに参加をするために、所属のスキー連盟を通して FIS に登録をする選手は、 次を受ける可能性がある:

- 205.6.2 トレーニング及び競技会場への旅費の完全な補償
- 205.6.3 トレーニング及び競技期間中の宿泊費全額払い戻し
- 205.6.4 ポケットマネー
- 205.6.5 各国スキー連盟の決定に従い、所得喪失に対する補償
- 205.6.6 トレーニングや競技会のための保険を含む社会保障
- 205.6.7 奨学金
- 205.7 各国スキー連盟は、選手が引退した後の将来の職業と教育を保証するために、資金を積み立てることができる。各国スキー連盟の判断に従ってのみ分配されるこれらの資金に対し、選手は請求権を持たない。
- 205.8 競技会のギャンブル

選手、コーチ、チーム役員、競技役員は、自身が関係する競技会の結果への賭博行為を 禁止されている。

206 スポンサーと広告

206.1 各国スキー連盟またはそのプールは、資金提供や用品・商品の供給について、オフィシャルサプライヤーまたはスポンサーとして各国スキー連盟に認められている企業や組織と契約することができる。

FIS や IOC の出場資格規則によって資格を持たないスポーツマンと一緒に、FIS 選手の写真、肖像または氏名を使用した広告を禁止する。

タバコ、アルコール製品、ドラッグ (麻薬) を選手で宣伝すること、または選手を使い 宣伝することを禁止する。

206.2 そのような契約のすべての対価は、各国スキー連盟またはスキープールへ支払われなければならない。各国スキー連盟やスキープールは、各国スキー連盟の規程に従って対価を受け取る。

205.6条に定められた場合を除き、選手がそのような対価を例え一部であれ直接受け取ることはできない。FIS は契約書のコピーをいつでも請求することができる。

- 206.3 ナショナルチームに供給され、使用されている用品、商品のマーキングやトレードマークについては、207条の規格に従わなければならない。
- 206.4 FIS 大会における競技用品

FIS ワールドカップ及び FIS 世界選手権大会においては、広告に関する FIS 規則に準じ、各国スキー連盟が提供し、且つ承認したコマーシャルマーキングのついた競技用品のみ身につけることができる。 ウェアー、用品へのわいせつな名前及び/また記号は、禁止されている。

206.5 選手は、開催者が定めたフィニッシュエリア内のレッドラインを横切る前に、スキーの 片方または両方やスノーボードを外してはならない。

- 206.6 FIS 世界選手権大会、FIS ワールドカップ及びすべての FIS カレンダーの大会において、 国歌演奏及び/または国旗掲揚を伴う公式セレモニーに、選手が用品(スキー/ボード、 ポール、スキーブーツ、ヘルメット、眼鏡類)を持つことはできない。しかしながら、 全セレモニー(トロフィー及びメダルの授与、国歌演奏)が終了した後、プレス写真や 撮影等のために、表彰台の上で用品を持つことは認められる。
- 206.7 表彰式 (Winners Presentation)/表彰台での用品 FIS 世界選手権大会及び全ての FIS カレンダーの大会では、選手は以下の用品を表彰台 に持ち込むことが許されている。
 - スキー/ スノーボード
 - 履物:選手はブーツを足に履くことができる。しかし、それ以外の場所(例:選手の首周り等にかける)は許されない。選手が履く場合を除き、その他のシューズをプレゼンテーション中に表彰台に持ち込むことはできない。
 - ポール: スキーの周囲に持ったり、取り付けてはならない。通常はもう一方の手に持ったと。
 - ゴーグル:着用するか、または首の周りの何れかとする。
 - ヘルメット:被る場合、頭に被るのみ。スキーまたはポール等の他の用品の上に乗せるなどの行為は認めない。
 - スキーストラップ: スキーの製造メーカー名が付いたものを2本まで使用できる。 内、1本はワックスメーカーのために使用できる。
 - ノルディックコンバインド、クロスカントリーのスキーポールクリップ: クリップは、2つのポールを束ねるために使用できる。そのクリップの幅は2つのポール幅が認められるが、4cm以内とする。その長さ(高さ)は、10cmが認められる。そのクリップの長い辺(サイド)は、ポールに対して平行でなければならない。そのポールメーカーのコマーシャルマーキングは、そのクリップの表面全体を覆うことができる。
 - その他全てのアクセサリーを禁止する。: ベルト付ウエストバック、ネックバンドに 付いた電話、ボトル、リュックサック/バックパックなど。
- 206.8 受賞者の非公式プレゼンテーション (フラワーセレモニー)、及び大会終了直後の大会 エリアでの国歌演奏を伴う受賞者セレモニーは、抗議時間終了前であっても、開催者自 らの責任において開催が認められる。スタートビブを見えるように着用することは義務 である。
- 206.9 制限された通路 (リーダーボード及び TV インタビューエリアを含む) での、大会のスタートビブまたは各国スキー連盟のアウターウエアーの着用は、義務である。
- 207 広告とコマーシャルマーキング

コマーシャルマーキングのサイズ、形状、数に関する規格は、毎春、FIS 理事会が次のシーズンに向けて決定し、FIS から公表される。

207.1 用品への広告に関する規則には従わなければならない。

- 207.2 これらの規則に違反した選手は、FISにただちに報告される。
- 207.3 各国スキー連盟がこれらの規則を施行できない場合、または、何だかの理由でその件を FIS に差し戻す場合、FIS は選手のライセンスの即時停止処置を取ることができる。当 該選手や当該国スキー連盟は、最終決定が下される前に、上訴する権利を持つ。
- 207.4 広告主が、選手の氏名、肩書き、個人写真を、商品の広告、推薦、販売に関連付けて、選手の承諾を得ずに無断で使用した場合、選手は所属国スキー連盟または FIS に対して「委任状」を渡すことができる。この委任状により、必要な場合は所属国スキー連盟または FIS が、問題の企業に対し法的手段に出ることができる。選手がそのようにできない場合、FIS は選手が問題の企業に許可を与えたものと判断する。
- 207.5 選手の参加資格、スポンサーシップ、広告、選手へのサポートに関して、FIS 理事会は、 規則違反の有無や程度を調査する。
- 207.6 すべての FIS カレンダー競技会 (特に FIS ワールドカップ) において、競技エリアやテレビエリアでの広告の可能性については、「FIS 広告ガイドライン」を順守しなければならない。

FIS 理事会が承認したこの「FIS 広告ガイドライン」は、開催者との契約の一部として不可欠なものである。

208 電子メディア権利の利用

- 208.1 原則
- 208.1.1 オリンピック冬季競技大会、FIS 世界選手権大会 オリンピック冬季競技大会及び世界選手権大会のすべてのメディアの権利は、それぞれ IOC、FIS に属し、別の契約に基づかれる。
- 208.1.2 各国スキー連盟が持つ権利

FIS カレンダーに掲載されている大会を自国開催する FIS 加盟国スキー連盟は、電子メディア権利の所有者として、それらの大会の電子メディア権利の販売契約を締結する権限がある。各国スキー連盟が自国以外で大会を開催する際、これらの規則が適用されるが、大会が開催される国のスキー連盟との2国間協定に従うものとする。

208.1.3 プロモーション

スキーとスノーボードスポーツの広いプロモーションと露出の目的で、各国スキー連盟 の利益を考慮し、契約は、FISと協議して、準備される。

208.1.4 大会へのアクセス

全ての競技会において、メディアエリアへの人と器材の入場は、必要なアクレディテーションとアクセスパスを持つ人物に限られる。アクセスの優先権は、権利保持者に与えられる。アクレディテーションシステムとアクセスコントロールは、非権利保持者によるあらゆる不正を避けなければならない。

208.1.5 FIS 理事会によるコントロール

FIS 理事会は、各国スキー連盟及びすべての開催者によるこの規則の原則への順守をコントロールする。それについての契約や条項が FIS、各国スキー連盟、大会開催者の利益の利害衝突をもたらす場合、FIS 理事会により検討される。適切な解決方法を見つけるため、全ての情報が提供される。

208.2 定義

この規則の中では、次の定義が適用される。:

電子メディア権利は、テレビ、ラジオ、インターネット、モバイル機器の権利を意味する。

テレビの権利は、地上波、衛星、ケーブル、電線の方法による、テレビスクリーンでの公と私的な視聴を目的とした、映像と音からなる、アナログとデジタルの両方での、TV映像の配信を意味する。番組有料視聴制、定期視聴、インタラクティブ TV、ビデオ・オン・ディマンド・サービス、IPTV、または同様のテクノロジーは、この定義に含まれる。

ラジオの権利は、無線、有線、ケープルで、固定とポータブルの機器への、アナログと デジタルのラジオプログラムの配信と受信を意味する。

インターネットは、相互接続されたコンピューターネットワークを通じての映像と音へのアクセスを意味する。

モバイル及びボーダブル機器は、テレフォンオペレーターを通じた、携帯電話やその他 の固定されていない機器(例:パーソナル・デジタル・アシスタント)での受信可能な 映像と音の提供を意味する。

208.3 テレビ

208.3.1 製作の基準及び競技会のプロモーション

ホスト放送局のテレビ会社または代理店との製作に関する契約について、FIS カレンダーに掲載されているスキー/スノーボード大会、特に FIS ワールドカップ競技会のテレビ放送の質が考慮されなければならない。放送に影響を及ぼす国内法令と規則を考慮に入れた上で、次の点が特に重要である:

- a) スポーツを中心にした、最高品質かつ最適なテレビ信号(ライブまたはディレイは、その大会による)の制作。
- b) 会場の広告とイベントスポンサーの適切な配慮と露出。
- c) FIS テレビ製作ガイドラインに沿った製作基準とその競技の現行マーケットの状況と FIS 競技会シリーズのレベルに対して適切な製作基準。このことは、表彰式のライブ放送を含む、大会全体のライブ放送を意味する(事情により、ライブ放送が提供されない 限り)。放送は特定の選手や国に集中されずに、自然な形で製作され、全選手が映される。

- d) ホスト放送局のライブ国際信号は、適切な英語のグラフィック、特に FIS オフィシャルロゴ、タイミング&データインフォメーション、リザルト、及び国際音声が含まれていなければならない。
- e) 個別のテレビマーケットの必要に応じて、大会開催国と関心が高い国では、ライブテレビ放送が行われるべきである。

208.3.2 製作及び技術コスト

各国スキー連盟と代理店/権利を管理する会社との間で合意している場合を除き、様々な権利の使用の目的でのテレビ信号の製作コストは、放送局や製作会社により負担される。その放送局は、競技会が行われる国で権利を獲得した放送局であり、製作会社は権利を持っている会社から信号製作を依頼された製作会社である。開催者や各国スキー連盟が、これらの費用を負担するケースもある。

この規則の基に得られた様々な権利に関して、技術費用は、権利を得て、テレビ信号へ (解説抜きのオリジナルの画と音)のアクセスを求めている会社より支払われ、技術費 用は、必要に応じて、制作会社または代理店/権利を管理する会社との間で合意されな くてはならない。このことは、また、その他の制作コストに適用される。

208.3.3 短い抜粋

非権利保持者のためにニュースアクセスを可能にする短い抜粋は、次の規則にそって、 テレビ会社に提供される。多くの国の国内法が、ニュースプログラム内での短い抜粋を 放送することを法律に定めていることに注意する。

これらの抜粋は、定期的に予定されているニュースプログラム内でのみ使用することができる。保管目的で保存することはできない。

- a) スポーツ大会のニュースアクセスに関して法律がある国では、FIS 大会の報道について、その法律が常に優先される。
- b) 競合するネットワークによるニュースアクセスに関する法律がない国では、権利を管理する会社と主要権利保持者 (Primary right holder)の契約が優先される条件で、権利を保持しているネットワークが競技会を放送してから4時間後に、放送権を管理する代理店/会社により、最大90秒のニュースアクセスが競合ネットワークに与えられる。この素材の使用は、競技会終了後48時間以内で止める。

権利を保持しているネットワークが競技会の終了から 72 時間以上遅れて放送する場合、競合するネットワークは、最大 45 秒の短い抜粋を、大会終了後の 48 時間後から 72 時間後まで放送できる。短い抜粋を使用する要望は、代理店/権利を管理する会社に伝えられ、放送局に短い抜粋へのアクセスが与えられる。但し、素材を受取りに発生する技術費用に関する合意に基づかれる。

- c) テレビ会社が放映権を購入していない国では、すべてのテレビ会社が、素材が手に入り 次第、45 秒間の短い抜粋を放送できる。但し、素材の受取りに発生する技術費用に関 する合意に基づかれる。この素材の使用許可は、48 時間後に終了する。
- d) 208.3.2 が考慮されながら、短い抜粋は、ホスト放送局や代理店/権利を関する会社により製作、配信される。

208.4 ラジオ

関心がある各国の主要ラジオ局にアクレディテーションを与えることで、ラジオプログラムを通じた FIS の大会のプロモーションが促される。会場へのアクセスは、権利保持者から必要な契約上の認可を得たラジオ会社に限り認められ、ラジオ(オーディオ)プログラムの製作の目的のみである。国内の慣例により受け入れられ、認可が得られている場合、これらのプログラムをラジオ局のインターネットサイトで配信することもできる。

208.5 インターネット

FIS の大会にかかる電子メディア権利の販売契約で別段の合意がない限り、インターネットの権利も得た各テレビ権利保持者は、その会社のウェッブサイトから配信される短い抜粋以外のビデオストリームが、自身のテリトリー外からのアクセスに対してブロックされることを保証する。

FIS の大会の素材が含まれる、定期的に予定されているニュースブリテンは、権利を持つ放送局のウェッブサイトで配信することができる。ただし、オリジナルのプログラムで配信されたブリテンを変更しないことが条件である。

アクレディテーション、チケット、その他の許可なしで、アクセスが得られる公共のエリアにおいて製作された映像と音声素材は、レース場面を含んではならない。新しい技術が、一般人が不許可でビデオ撮影をし、ウェッブサイトに掲載することを可能にさせることを認識する。ビデオ素材の許可されていない製作や使用が禁止され、法的手続きが取られる旨を伝える適切な情報が全ての入場口に掲げられ、入場チケットに印刷される。

各国スキー連盟と権利保持者/代理店は、短い抜粋が FIS ウェッブサイトに、非営利目 的で掲載されることを許可する。但し、以下を条件とする:

- a) インターネット配信向けに短い抜粋が確保できないとき、FIS 競技会からのニュース素材の最長時間は、各競技/各セクション30秒とし、競技会の終了後48時間以内の間、FIS ウェッブでアクセス可能である。この素材の提供に関する金銭面の条件は、FIS と権利保持者の間で同意される。
- b) ニュース素材は、権利保持者やホスト放送局からできるだけ早く提供され、競技会終了 後、遅くとも6時間以内に提供される。

208.6 モバイル及びポータブル機器

モバイル及びポータブル機器により配信権が与えられている場合、権利の購入者/行使する者は、テレビの信号から、消費者の要望を最も良く満たすコンテンツを自由に製作できる。これらの機器を使い国内ベースでライブ配信しているテレビプログラムは、その他の配信チャネルを通じて利用可能なコンテンツより変更されない。

モバイル配信権が売られていない国では、行使する者が関連する技術コストを代理店/ 権利を管理する会社に支払う条件で、素材が製作されたとき、48 時間の間、短い抜粋 や最大 20 秒間のクリップが、行使する者に提供される。

208.7 今後の開発

この 208 条に含まれる原則は、今後の FIS の大会への電子メディア権の利用の基準となる。各国スキー連盟、関連する委員会と専門家の推奨により、FIS 理事会は、新しい開発に適切と考えられる条件を作る。

209 映画権

FIS 競技会の映画製作に関するすべての契約は、映画製作者と各国スキー連盟または関連する権利を管理する会社の間にある。その他のメディア権利の利用に関するすべての契約上の合意が尊重される。

210 競技会の組織

211 組織

- 211.1 開催者
- 211.1.1 FIS 競技会の開催者は、必要な準備を行い、開催地で競技運営を直接実行する人物またはそのグループである。
- 211.1.2 各国スキー連盟自体が競技会開催者ではない場合、加盟しているクラブを開催者として 任命することができる。
- 211.1.3 開催者は、アクレディテーションを受けた人が、競技規則及びジュリー決定に関する規定を受け入れることを保証しなければならない。ワールドカップレースでは、この趣旨の徹底のため、開催者は、有効な FIS シーズンアクレディテーションを持っていない人全員の署名を集める義務がある。
- 211.2 組織委員会

組織委員会は、開催者及びFISから委任されたメンバー(実際のまたは法的の)により構成される。組織委員会には、開催者の権利、任務、義務が伴う。

211.3 203-204条の資格を満たさない選手を参加させた競技会の開催者は、国際競技規則 (ICR) に違反したことになり、FIS 理事会はこの開催者に対し処置を講じる。

212 保険

212.1 開催者は、組織委員会全員に損害賠償保険をかけなければならない。組織委員会の委員ではない FIS 職員及び FIS 任命の役員(用品コントローラー、メディカルスーパーバイザー等)が、FIS を代表し働く場合、FIS が彼らに損害賠償保険をかける。

- 212.2 最初のトレーニングまたは競技の前に、開催者は、広く知らせている保険会社が発行した保険承諾書(保険証書)或いはカバーノート(保険引受証)を取得し、それをTDに提示しなければならない。組織委員会は、最低100万スイスフランを補償する損害賠責保険に加入することを必要とする。推奨される賠償総額は最低300万スイスフランであり、この金額はFIS理事会の決定に従って増額することがある。(ワールドカップ等)さらに、保険証券は、アクレディテーションを受けた選手を含む参加者による、役員、コース作業員、コーチ等を含む、但し、これに限定されない他の参加者に対する損害賠償保険給付支払請求が明白に記されていなければならない。
- 212.3 開催者が必要な保険補償を準備できていない場合、開催者または開催国スキー連盟は、 FIS 保険仲介業者に当該競技会の保険加入手配を依頼することができる(費用は開催者 負担)。
- 212.4 FIS 大会に参加する全選手は、レースリスクを含む事故、輸送、レスキュー費用を補償するのに十分な額の傷害保険に加入していなければならない。各国スキー連盟は、自らが派遣と登録を行った全選手の適切な保険補償について責任を負う。

各国スキー連盟またはその所属選手は、FIS、FIS の代表、組織委員会からの要望に基づき、保険補償を証明するものをいつでも提示できなければならない。

213 プログラム

FIS カレンダーに掲載されている各競技会の開催者は、次の事項を含んだプログラムを 公表しなければならない:

- 213.1 競技名称、競技日程、開催地。また、競技会場に関する情報と最善のアクセス方法。
- 213.2 各競技のテクニカルデータと参加条件
- 213.3 主要役員の氏名
- 213.4 第1回チームキャプテンミーティング及びドローの時間と場所
- 213.5 公式トレーニング開始とスタート時間のタイムテーブル
- 213.6 公式掲示板の設置場所
- 213.7 授賞式の時間と場所
- 213.8 エントリー締切日とエントリー用の住所、電話、ファックス、電子メールアドレス。

214 案内

- 214.1 組織委員会は、大会案内を発表しなければならない。この案内には 213 条に定める情報 が含まれていなければならない。
- 214.2 開催者は、エントリー数の制限について、FIS 規則及び FIS の決定に従わなければならない。201.1 条に基づきエントリー数を減らすことも可能であるが、案内にそのことを明確にすることを条件とする。
- 214.3 競技会の延期や中止、またプログラムの変更については、電話、電子メール、またはファックスで、FIS、招待した国またはエントリーのあった各国スキー連盟、及び任命された TD へ直ちに連絡しなければならない。競技会の日程を早める場合、FIS の承認を

得なければならない。

215 エントリー

- 215.1 すべてのエントリーは、組織委員会がエントリー締切日までに受け取るように送付しなければならない。 開催者は最初のドローの 24 時間前までに、最終的かつ完全なリストを持っていなければならない。
- 215.2 各国スキー連盟は、同一日に開催される複数の競技会に、同一選手をエントリーおよびドローをしてはならない。
- 215.3 各国スキー連盟にのみ、国際競技会へのエントリーを行う資格が与えられる。いずれの エントリーも、次の事項を含むものとする:
- 215.3.1 コード番号、氏名、誕生年、所属国スキー連盟
- 215.3.2 エントリーする種目の正確な記載
- 215.4 FIS 世界選手権大会へのエントリーについては、FIS 世界選手権大会開催ルールを参照 すること。
- 215.5 各国スキー連盟による選手のレースエントリーは、当該選手と開催者の間にのみ契約を 成立させ、また選手宣誓書によって管理される。

216 チームキャプテンミーティング

- 216.1 第1回チームキャプテンミーティング及びドローの時間と場所は、プログラムに記載されなければならない。その他すべてのミーティングに関する案内は、第1回ミーティングのときにチームキャプテンに連絡されなければならない。緊急のミーティングは、余裕をもって連絡されなければならない。
- 216.2 チームキャプテンミーティングでの議論の際、他国の代理人による出席は認められない。
- 216.3 チームキャプテンとコーチは、クォータに従い、開催者からアクレディテーションを受けなければならない。
- 216.4 チームキャプテンとコーチは、ICR やジュリー決定に従わなければならない。また、礼 儀正しくかつスポーツマンらしく振舞わなければならない。

217 ドロー

- 217.1 各種目及び各競技の選手のスタート順は、ドロー及び/またはポイント順による特定の 方式に従い決定される。
- 217.2 書面によるエントリーが締切日までに開催者に届いている場合のみ、各国スキー連盟からエントリーされた選手のドローを行う。
- 217.3 ドローの時にチームキャプテンまたはコーチの出席がない選手の場合、ミーティング開始までに、エントリーした選手の出場が電話、電報、電子メールまたはファックスで確認された場合のみ、ドローが行われる。

- 217.4 ドローされたが競技会を欠場した選手は、TD により、その選手名と可能であれば欠場 理由を TD レポートに記載されなければならない。
- 217.5 全参加国の代表をドローに招かなければならない。
- 217.6 競技を1日以上延期しなければならない場合、ドローもやり直さなければならない。

218 リザルトの公表

- 218.1 非公式及び公式リザルトは、大会別の規則に従って公表する。
- 218.1.1 リザルトの送信

すべての国際競技会では、スタートとフィニッシュの間は、ダイレクトコミュニケーションがなければならない。オリンピック冬季競技大会では、コミュニケーションは、固定配線で確保されなくてはいけない。ワールドカップ、世界選手権大会、オリンピック冬季競技大会の際、データサービスエリアでは、インターネット(少なくとも ADSL スピード)への接続が要求される。

- 218.2 全ての FIS 競技会からのデータとタイミングは、FIS、開催者、各国スキー連盟、及び 参加者が、ウェブサイトを含む自身の広報の中で自由に使うことができる。ウェブサイト上でのデータとタイミングの使用は、FIS インターネットポリシーに定める条件に従う。
- 218.3 FIS インターネットポリシーと FIS 競技会関連データのやりとり
- 218.3.1 概要

スキーとスノーボードのプロモーションの一環として、FIS は各国スキー連盟に対し、 メッセージや情報を会員やファンに提供することを奨励し、またそのような努力に感謝 する。このような情報提供に関しては、ますます重要となっている媒体はインターネッ トである。

次のポリシーは、FIS 競技会データの提供を通じて、各国スキー連盟を支援するために、またそれらデータの公開と利用に関する条件を明確にするために定められたものである。

218.3.2 FIS カレンダーデータ

専用 FIS カレンダープログラムが開発されており、各国スキー連盟や第三者が無料で利用できる。カレンダー情報の変更を含む、更新された Fiscal. zip ファイルは、ftp サイト(ftp://ftp. fisski.ch)より、毎週利用可能である。この Fiscal. zip ファイルを FIS カレンダープログラムにアップロードして利用する。

その後、事業計画等の目的で必要な場合には、各国スキー連盟の独自ソフトウェアに、 このカレンダーデータをエクスポートすることもできる。ただし、このデータを第三 者・組織に商業目的で譲渡することはできない。

218.3.3 リザルトとスタンディング

FIS 事務局が FIS ポイントの確認し、承認した後、各国スキー連盟は、オフィシャルリザルトを入手できる。このデータ入手を希望する場合は、FIS の IT マネージャーにリクエストする。利用方法及び/または手順といった必要な情報は、IT マネージャーから個々に提供される。FIS ワールドカップリザルトは、リザルトサービスプロバイダーのクレジットを含むものとする。各種カップシリーズのスタンディングについては、ワールドカップの場合はリザルトサービスプロバイダーから受け取り後、提供可能である。その他のカップシリーズの場合は、マニュアルでのインプット後、提供可能である。

- 1. FIS 競技会のリザルトとデータは、各国スキー連盟、開催者、参加者のウェブサイトでのみ利用可能とし、第三者・組織に商業目的で譲渡することはできない。 各国スキー連盟は、成績評価等の目的に、このデータを独自ソフトでの利用のためにダウンロードすることができる。
- 2. 各国スキー連盟のウェブサイトでリザルトを掲載する意向があるが、未加工データをアップロードできるデータベース構造がない場合は、FIS ウェブサイトの関連ページにリンクを貼ることができる。正確なアドレスは FIS の IT マネージャーから入手可能である。
- 3. FIS ウェブサイトから、独自のウェブサイトを持つ全ての国内スキー連盟、スキー産業、 関連メディアウェブサイトに、リクエストに応じてリンクを設定する。またそれらのサ イトから FIS ウェブサイトへの相互リンクも設定すべきである。
- 218.3.4 開催者によるリザルトへのアクセス

FIS ワールドカップ開催者は、レースのオフィシャルリザルトがリザルトデータベースの FIS ポイント確認手続で承認された後、これを入手することができる。これはワールドカップ用のコンピュータによる自動処理で、レース終了後直ちに行われる。

リザルトとスタンディングを含む PDF ファイルは、www.fis-ski.com と

ftp://ftp.fisski.ch/からダウンロードすることができる。ファイルは、次の競技別コードと会場名で分類:

AL (Alpine), CC (Cross-Country), JP (Ski Jumping), NK (Nordic Combined), SB (Snowboarding), FS (Freestyle) 等。

個々の競技会は、www.fis-ski.com上のカレンダーの詳細なページに表示されているコーデックスによって識別可能である。

219 賞

219.1 賞の授与に関する詳細な規則は、FIS が発表する。賞は、記念品、ディプロマ、小切手または現金からなる。記録に対する賞は禁止されている。FIS 理事会が、競技シーズン約1年半前の秋季に、賞金の最低額と最高額について決定する。開催者は、賞金額を10月15日までにFIS へ連絡しなければならない。

- 219.2 複数の選手が同タイムでフィニッシュした場合、または同ポイント獲得した場合、これらの選手は、同順位となる。これらの選手には同じ賞、タイトル、またはディプロマが授与される。タイトルまたは賞の割り当てをくじ引きや他の競技会によって行うことは認められない。
- 219.3 すべての賞は、その競技会の最終日または大会シリーズの最終日までに授与される。
- 220 チーム役員、コーチ、サービススタッフ、サプライヤー、企業代表者 原則として、これらの規程は全競技に適用され、競技別規則が考慮される。
- 220.1 大会組織委員会は、その競技会のアクレディテーションを受けた人のリストを TD に渡さなければならない。
- 220.2 サプライヤー及び職務中の人物が、制限エリア内で広告活動を行ったり、207 条違反の はっきりと認識できるコマーシャルマーキングのついたウェアーや用品を身につける ことを禁止する。
- 220.3 チームオフィシャル、アクレディテーションを受けたサービススタッフ及びサプライヤーは、FIS から公式 FIS アクレディテーションを受け取り、特定の職務を遂行しなければならない。個々の開催者は、それ以外の企業代表者やその他の主要人物に対し、自由にアクレディテーションを発行することができる。
- 220.4 公式 FIS アクレディテーション、または開催者発行の特別アクレディテーションを所持した人のみが、コースやジャンプ台に出入りすることができる(競技別規則に従う)。
- 220.5 種類の異なるアクレディテーション
- 220.5.1 はっきりと認識できるアクレディテーションを付けた TD、ジュリー、220 条に述べた人物は、コースとジャンプ台に出入りすることができる。
- 220.5.2 チーム付きサービスマンは、スタートエリア及びフィニッシュのサービスエリアへ入る ことができるが、コースやジャンプ台に入ることはできない。
- 220.5.3 開催者の裁量でアクレディテーションを受けた企業代表者でも、FIS アクレディテーションを持っていない人物は、コース及び制限されたサービスエリアに入ることはできない。

221 医事サービス、診察、ドーピング

- 221.1 各国スキー連盟は、レースに出場する自国選手の体の健康に責任を持つ。男女とも選手 は皆、自身の健康状態について精密な診断を受ける必要がある。この診断は選手の自国 で実施される。
- 221.2 FIS 医事委員会またはその代表者から要請があった場合、選手は競技前または後に診察を受けなければならない。
- 221.3 ドーピングは禁止されている。FIS アンチドーピング規則におけるあらゆる違反は、FIS アンチドーピング規則の条項に基づき罰せられる。
- 221.4 あらゆる FIS 競技会において、ドーピングコントロールが実施される可能性がある(競技外も同様)。規則と手順は、FIS アンチドーピング規則および FIS 手続きガイドライ

ンに記載される。

221.5 選手の性別

選手の性別について疑問や異議申し立てが生じた場合、選手の性別判断に必要な手段を 講じるのは、FIS の責任とする。

221.6 開催者 に要求される医事サービス

FIS 競技会に関わるすべての人の健康と安全は、すべての開催者 にとって最大の関心 事である。これは、選手、ボランティア、コース作業員、観客を含む。

医事サポートシステムの具体的な構成は、次の要因に左右される。

- ・ 開催される大会のサイズ、レベル、タイプ(世界選手権、ワールドカップ、コンチネン タルカップ、FIS レベル等)、地域のメディカルケアーの基準、地理的な位置、状況
- 予想される選手数、補助員数、観客数
- ・ また、大会医事組織の責任範囲(選手、補助員、観客)は、決められるべきである。 開催者/医事、レスキューサービス長は、オフィシャルトレーニングや競技のスタート 前に、必要なレスキュー設備が配置されていることをレースディレクターまたは TD に 確認しなくてはいけない。

事件や、本来のメディカルプランの使用が妨げられる問題が起きた際、オフィシャルトレーニングや競技会が始まる前までに、バックアッププランが準備されていなければならない。

施設、資源、人員及びチームドクターに関する具体的な必要事項は、各競技の規則と FIS メディカルカイドに書かれてある。

222 競技用品

- 222.1 選手は FIS 規程に適合した用品を使い FIS 競技会に出場することができる。選手は自身が使用する用品 (スキー、スノーボード、ビンディング、スキーブーツ、スーツ等) に関して責任を持つ。自分の使用する用品が FIS 規格及び一般的な安全基準に適合すること、また正しく機能していることをチェックするのは、選手の義務である。
- 222.2 競技用品という用語は、選手が競技で使用する用品の全アイテムを含む。これには技術 的機能を持つ器具と同様にウエアーも含まれる。競技用品全体でひとつの機能単位とな る。
- 222.3 競技用品分野におけるすべての新開発は、原則として FIS の承認を得なければならない。新しい技術開発の承認に対し FIS は如何なる責任も負わない。そして、その新しい技術開発は、導入時には健康に対する未知の危険を含み、事故のリスクを高める原因になることもあり得る。
- 222.4 新開発は、次のシーズンに向けて、遅くとも5月1日までに提出されなければならない。 1年目の新開発は、最初のシーズンに向けて暫定的に承認されるのみで、その次のシー ズン前に最終承認を得なければならない。

- 222.5 競技用品委員会は、FIS 理事会の承認を得て、用品の細則を発表する(許可された用品の定義や説明)。原則として、選手のパフォーマンスを修正したり、失敗したパフォーマンスになりやすい選手の体の傾向を技術的に正す不自然な、または人工的な補助器具は除外する。また、選手の健康に影響を与えたり、事故の危険性を高めるような競技用品も同様に除外する。
- 222.6 コントロール

競技シーズン前及び期間中、または競技会における TD への抗議の提出時に、競技用品 委員会委員またはオフィシャル FIS 用品コントローラーは、各種コントロールを実施することができる。十分根拠のある規程違反疑惑がある場合、証人の立会いの下で、コントローラーまたは TD が直ちに用品を没収、封印して FIS に送り、FIS から最終的なコントロールのため公式認定機関へ提出する。競技用品のアイテムに対する抗議の場合、敗訴した側が調査費用を負担する。

コントロールが規則に基づいて行われていなかったと証明されない限り、FIS テクニカルエキスパートがコントロールを行ったレースで、独立した検査機関での用品又は用具の検査は要求できない。

222.6.1 公式のFIS測定手段を使用するFIS用品測定エキスパートが任命された全てのFISの大会では、過去の測定に関係なく、その時に実施された測定結果が有効かつ最終である。

223 制裁

- 223.1 一般条件
- 223.1.1 制裁の対象となり、ペナルティを科される可能性のある違反行為を、次の通り定める:
 - 競技規則違反または不順守
 - ジュリーまたは 224.2 条による個々のジュリーメンバーからの指示への不従順
 - スポーツマンらしからぬ振る舞い
- 223.1.2 次の行為も違反とみなす:
 - 違反を犯そうと企てる
 - 他者に違反を犯させる原因となる、または他者が違反を犯すよう助長する
 - 他者が違反を犯すことに助言する
- 223.1.3 ある行為が違反にあたるかどうかの判断には、次を考慮すべきである:
 - その行為が故意によるものかどうか
 - その行為が緊急事態に起因するものかどうか
- 223.1.4 全ての FIS 加盟連盟は、アクレディテーション登録されている会員も含め、FIS 規約及 び国際競技規則による上訴する権利を条件に、これらの規則及び科された制裁措置を受け入れ、認める。
- 223.2 適用
- 223.2.1 人物

- これらの制裁は次に対し適用する:
- FISまたはFISカレンダーに掲載されている大会の開催者からアクレディテーションを 受け、競技エリア及び競技に関連するあらゆる場所の内外にいる人物全員。
- アクレディテーションを受けていないが、競技エリア内にいる人物全員。
- 223.3 ペナルティ
- 223.3.1 違反行為により、次のペナルティが科される可能性がある:
 - 戒告 書面または口頭
 - アクレディテーションの取り消し
 - アクレディテーションの拒否
 - 100,000 スイスフラン以下の罰金
 - タイムペナルティー
- 223.3.1.1 FIS 加盟連盟は FIS に対し、連盟が手配しアクレディテーション登録をした人に科された罰金及び生じた総経費の支払に責任を負う。
- 223.3.1.2 223.3.1.1条に該当しない人物もまた、FIS に対し、罰金及び生じた総経費の支払に責任を負う。そのような人物が罰金を支払わない場合、FIS 大会アクレディテーション申請への許可を1年間、取り消しに 科す。
- 223.3.1.3 罰金の支払期限は、支払命令から8日以内である。
- 223.3.2 大会に出場する全選手は、さらに次のペナルティが科される可能性がある:
 - 失格
 - スタートポジションの後退
 - 賞及び利益の没収 開催者を受益者とする
 - FIS 大会への出場停止
- 223.3.3 規則に特に記載されている場合を除き、選手のミスが、競技の最終リザルトに有利に働く場合のみ、選手は失格になる。
- 223.4 ジュリーは、223.3.1条及び223.3.2条に定められたペナルティを科すことができるが、 5,000 スイスフランを超える罰金処分や、違反の起きた FIS 大会を過ぎて出場停止処分 を選手に科すことはできない。
- 223.5 次のペナルティ決定は、口頭で下すことができる:
 - 戒告
 - 所属の各国スキー連盟経由で大会開催者に登録していない人物からの当該大会アクレ ディテーションの取り消し
 - FIS のアクレディテーションを受けた人物の当該大会アクレディテーションの取り消
 - 競技エリアまたは競技に関連するあらゆる会場内にいる人物からの当該大会アクレディテーションの拒否
- 223.6 次のペナルティ決定は、書面とする:

- 罰金
- 失格
- スタートポジションの後退
- 競技会出場停止
- 所属の各国スキー連盟経由で登録した人物のアクレディテーションの取り消し
- FIS のアクレディテーションを受けた人物のアクレディテーションの取り消し
- 223.7 書面によるペナルティ決定は、違反者(選手でない場合)、その違反者の所属する各国スキー連盟及び FIS 事務局長に送らなければならない。
- 223.9 ペナルティは全て、TD レポートに記録する。

224 手続きガイドライン

224.1 ジュリーの権限

大会におけるジュリーには、前述ルールに従い、多数決をもって、制裁を科す権利がある。 替否同数の場合は、ジュリー長の決定投票とする。

- 224.2 会場内、特にトレーニング及び競技時間内において、投票権を持つ各ジュリーメンバーは、口頭戒告を発し、当該大会のために発行されたアクレディテーションを取り消す権 限が与えられる。
- 224.3 集団違反

複数の人物が同時かつ同一条件の下で同じ違反を犯した場合、ひとりの違反者に対する ジュリー決定を、違反者全員に拘束力をもつものとみなすことができる。決定文書には 違反者全員の氏名が記載され、ペナルティの範囲は個々に査定する。決定内容は各違反 者に通知される。

224.4 制限

違反者に対し、制裁発動手続きが違反後 72 時間以内に始まらなかった場合、その人物は制裁を受けない。

- 224.5 違反の疑いのある行為を目撃した人物は、ジュリーの召集するヒアリングで証言しなければならない。またジュリーは、全ての関連証拠を考慮に入れなければならない。
- 224.6 用品ガイドラインに違反して使用された疑いのある物を、ジュリーは没収することができる。
- 224.7 ペナルティを科す前に (223.5 条及び 224.2 条による戒告及びアクレディテーションの 取り消しのケースを除く)、違反に問われている人物には、ヒアリングで口頭または書 面により抗弁する機会が与えられる。
- 224.8 ジュリー決定は全て書面で記録し、次を含むものとする:
- 224.8.1 犯した疑いのある違反行為
- 224.8.2 違反の証拠
- 224.8.3 違反したルールまたはジュリー指示

- 224.8.4 科されたペナルティ
- 224.9 ペナルティは違反に対し妥当なものとする。ジュリーが課すペナルティの範囲は、あらゆる軽減及び加重事由を考慮されたものでなければならない。
- 224.10 救済策
- 224.10.1 224.11 条に規定された以外は、国際競技規則の条項に従い、ジュリーのペナルティ決 定を上訴することができる。
- 224.10.2 国際競技規則の定める期限内に上訴しない場合、ジュリーのペナルティ決定は確定的となる。
- 224.11 次のジュリー決定については、上訴できない:
- 224.11.1 223.5条及び224.2条による口頭によるペナルティ
- 224.11.2 単一の違反に対して CHF1,000 未満の罰金。そして、同一人物による繰返しの違反に対して、追加の CHF2,500 の罰金
- 224.12 その他全てのケースについて、国際競技規則に従い、上訴委員会へ上訴できる。
- 224.13 ジュリーは上訴委員会に対し、5,000 スイスフランを超える罰金処分や、違反の起きた 大会を過ぎての出場停止処分について(223.4条)、勧告を提出する権利を持つ。
- 224.14 FIS 理事会は上訴委員会に対し、ジュリーによるペナルティ決定書に関するコメントを 提出する権利を持つ。
- 224.15 手続きの費用

旅費を含む費用及び現金経費は、TD に支払われる費用と同等に計算し、違反者が支払 うものとする。ジュリー決定の全てまたは一部破棄の場合、全ての費用を FIS が負担す る。

- 224.16 罰金刑の執行
- 224.16.1 FIS が罰金刑の執行と手続費用について監督する。執行費用は手続きの費用とみなす。
- 224.16.2 違反者に科された罰金の未払いについては、違反者の所属国連盟の債務とみなす。
- 224.17 振興基金

罰金は全額、FIS ユース振興基金に払い込むものとする。

224.18 FIS ドーピング規則違反には、これらは適用されない。

225 上訴委員会

- 225.1 任命
- 225.1.1 FIS 理事会は、各競技のルール小委員会(ルール小委員会がない場合は、各競技の委員会)から、上訴委員会の委員長と副委員長を任命する。委員長ができない場合、または偏見や先入観のため不適格な場合、副委員長が議長を務める。
- 225.1.2 委員長は、上訴またはヒアリングのために提出された各ケースのため、各競技のルール 小委員会、または各競技の委員会から、3名の上訴委員会委員を任命する。この3名の なかに委員長自身を入れることも可能である。決定は多数決とする。

225.1.3 偏見や先入観を避けるため、またはそれらが現れるのを避けるため、上訴委員会に任命される委員は、上訴中の違反者と同じ国の連盟に所属する者であってはならない。さらに、上訴委員会に任命された委員は、違反者に対し良くまたは悪く抱いている偏見や先入観を委員長に自発的に報告しなければならない。偏見や先入観をいだいている人は、委員長により上訴委員会の委員として不適任とされる。委員長は、副委員長により不適任とされる。

225.2 責任

- 225. 2.1 上訴委員会は、競技ジュリー決定に対する、違反者または FIS 理事会による上訴に関してのみヒアリングを開く。もしくは、競技ジュリーが制裁の規則に規定された以上のペナルティを勧告し、上訴委員会に問い合わせた事柄に関してのみ、ヒアリングを開く。
- 225.3 手続き
- 225.3.1 上訴の当事者全員が、ヒアリング時間の延長に書面で同意しない限り、上訴は、委員長が上訴を受領した後72時間以内に結審しなければならない。
- 225.3.2 上訴及び返答は全て、書面で提出しなければならない。これには、当事者が上訴を支持 または返答する際に、提供するつもりの証拠も含まれる。
- 225.3.3 上訴の場所と形式については、上訴委員会が決定する。(電話会議、当事者、Eメール 交換)

上訴委員会委員は、その判決が公になるまで上訴の守秘義務を尊重することを要求され、審議中、他の委員のみと相談することが要求される。

上訴委員会委員長は、不相当な方法とならない限り、当事者から追加の証拠を要求することができる。

- 225.3.4 上訴委員会は、224.15条に従い、上訴費用の配分を行う。
- 225.3.5 上訴委員会の判決は、審議やヒアリングの終了時に口頭で言い渡すことができる。判決と判決理由は書面で FIS に提出し、FIS が、それらを、当事者とその所属国連盟、決定を上訴されたジュリーメンバー全員に送る。また、審議書は FIS 事務局で入手可能である。
- 225.4 控訴
- 225.4.1 上訴委員会の判決について、FIS 定款 52; 52.1条、52.2条に従って、 FIS 裁判所に 控訴することができる。
- 225.4.2 FIS 裁判所への控訴は、上訴委員会判決の公表日から定款 52.1 条、52.2 条に規定する 期日に従い、FIS 事務局長へ書面で提出する。
- 225. 4. 3 上訴委員会または FIS 裁判所への上訴により、競技ジュリー、上訴委員会、または理事会のペナルティ決定の執行が遅れることはない。

226 制裁の違反

223 条または FIS アンチドーピング規則に基づき下された制裁に違反した場合、理事会は妥当と考えるさらなる制裁を科すことができる。このような場合、次の制裁のいくつ

かまたは全てを適用することができる:

- 226.1 関与した個人に対する制裁:
 - 文書戒告;

及び/または

- 100,000 スイスフラン以下の罰金;

及び/または

- 一段階上の競技会出場停止処分-例:ドーピング違反に対して3ヶ月間の出場停止処分が科された場合、この出場停止処分に違反すると、2年間の出場停止処分の原因となる。ドーピング違反に対して2年間の出場停止処分が科された場合、この出場停止処分に違反すると、生涯出場停止処分の原因となる;

及び/または

- 関与した個人のアクレディテーションの取り消し。
- 226.2 各国スキー連盟に対する制裁:
 - 各国スキー連盟への FIS 財政支援の取り消し; 及び/または
 - 当該国内の今後の FIS 大会のキャンセル;及び/または
 - FIS 加盟国の権利の全てまたは一部取り消し。FIS カレンダー競技会への参加、FIS 総会での投票権、FIS 委員会における委員資格を含む。

2nd Section

ジャンプ競技共通規則

(Joint Regulations for Ski Jumping Competitions)

400 組織(Organisation)

401 競技委員会と役員(The Competition Committee and Officials)

401.1 競技委員会のメンバー(Members):

- 一競技委員長
- ーコンペティションセクレタリー ージャンプ台係長
- 一飛距離判定係長
- 一計算係長
- 一警備係長
- 一技術施設係長
- 一設備係長
- 一救急係長

特別な必要がある時は競技委員会にメンバーを追加出来る。

401.2 競技役員と任務(The Officials and their Duties)

競技委員長(The Chief of Competition) 401.2.1

> 競技委員長は、競技会の管理運営、技術に関する全ての準備に責任を持つ。全ての競技役員 の果たすべき役目を指導し、その実行を管理、監督する。

> 技術代表(TD)及びレースディレクター(RD)と調整しながらチームキャプテンミーティングの 議長を務める。

公式練習及び競技会の間、ジュリーの任務として技術面を指導する。

401.2.1.1

コンペティションセクレタリー(The Competition Secretary) コンペティションセクレタリーは、競技会に関連する全ての管理運営的、秘書的業務の責任 を持つ。スタートリスト、成績表、チームキャプテンミーティング議事録、競技会についての情報掲示などの全ての諸用紙、リスト、スケジュールを他の役員のために準備する任務を 負う。競技会から生ずる抗議を受領し、ジュリーの秘書として働く。

スターター(The Starter) 401.2.1.2

スターターは、すべての選手が指定されたスタート地点より正しい順番で指定されたスター ト時間内に出発させる責任がある。

選手がスタート方法のルールに違反した場合、スターターは即、ジュリーに報告しなければ

冬季オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界選手権については、加えてス タート審判が配置される。スタート審判は、スタート方法が正しく行われたかどうかを監督 し、あらゆる違反を管理する。スタート審判はスタート区域に許可されていない者がいない ことを確認する。

スタート審判は、スターター及びその助手に対し命令する権限を持つ。

401.2.3 ジャンプ台係長(The Chief of Hill)

ジャンプ台係長は、ジャンプ台の整備に責任を持つ。ジャンプ台係長はインラン係長及び着 地区域係長の業務を調整し管理する。練習及び競技中は、競技委員長と常に密接な連絡をと り、ジャンプ台の状況について常に競技委員長に報告する。

1

401.2.3.1 インラン係長(The Chief of the Inrun)

インラン係長は、テークオフとインランの整備に責任を持つ。

競技中、インラン係長はインランの全長にわたって監視し管理する。転倒又はインランでの 障害が発生した場合、ジュリーは競技者の再スタートの可否を決定するためにインラン係長 の報告を参考にする。

自動スタート信号が設置されていないジャンプ台では、インラン係長はジャンプ台が開いていることを知らせる為にテークオフに助手を配置しなければならない。当該助手がジャンプ台を開ける合図を競技委員長から受ける。

401.2.3.2 着地区域係長(The Chief of Landing Area)

着地区域係長は、着地斜面及びアウトラン区域を適切なスキー(アルペン用スキー)で人力 により踏み固めて手入れし、又は機械用具により整備する責任を持つ。競技会に最良のコン ディションを与える。

401.2.4 フォーランナー係長 (The Chief of Forerunners)

フォーランナー係長は、競技開始、練習開始の直前及び競技中の全期間を通じてインラン全 長を経験に基づいて考査し、調整する責任がある。競技期間中、周りの気象条件が変化した (降雪)場合、フォーランナー係長は、フォーランナーが雪を除去しインラン走路の開放を 保たなければならない。

フォーランナー係長は、何人テストジャンプに必要でどのような場合にテストジャンプを行うかを、ジャンプ台係長、競技委員長と密接な連絡を取りながら決定する。

主催者は毎日、8名の適したフォーランナーを準備しなければならない。当該ジャンパーは公式競技に参加する者ではない、しかし、ICR第215条に準じて各自所属のナショナルスキー連盟によりエントリーされなければならない。全員が、ジュリーが設定した競技ラウンドのスタート地点からスタート出来る能力がなければならない。ジュリーは予選不通過選手の中から追加のフォージャンパーを指名してもよい。

- 401.2.5 飛距離判定係長(The Chief Distance Measurer)
 - この職務の責任は以下のとおりである。
 - ー着地斜面の両側に飛距離表示の正確な設置 (第415.1条)
 - ICR規則に従った判定員の配置及び飛距離記録員の配置 (第404.2.1条及び 第404.2.2条)

飛距離判定係長は、飛距離判定員の作業を監督する。飛距離判定係長は、着地斜面のP点より上に経験の最も浅い判定員、P点から下、K点付近には熟練の判定員が配置されるように判定員を配置しなければならない。常に飛距離判定員による、飛距離の報告や計算係り及びアナウンサーへの伝達を監督しなければならない。

競技の前に、飛距離判定員に採用する判定技術について指示を与えなければならない。 各飛距離判定員は、飛距離判定係長から指示を受けるために競技前の練習に立ち会う義務がある。この練習に参加しない場合は、判定員は競技会の判定員として行動することを許されない。

401.2.6 計算係長(The Chief of Calculations)

計算係長は、競技結果の計算に責任がある。計算係員の協力を得、計算係長は基本的採点 データを迅速に収集し素早く正確な計算を行う責任を持つ。

401.2.7 警備係長(The Chief of Security)

警備係長は、競技運営に関係ない人々をジャンプ台から安全な距離に引き離して役員の仕事を妨げないようにする責任がある。特に、配慮すべきは以下の点である。

- 一許可されていない者を審判台、コーチボックスに出入りさせないようにすること。
- 一記者、カメラマン向けに適切な場所が設置されてありフェンスなどで仕切ってあること。
- 一競技の前に選手、役員、観客の出入口、スタンド及びその他の施設が適切に表示されてあり、フェンスなどで仕切られ秩序よく配置されていることを確認すること
- ーインラン区域及びテークオフには許可された者と競技者以外には入らせないこと。チーム役員やメディア/報道関係者は、インラン及びテークオフには入ってはならないこと。

技術的用具 (*無線通信機など) により、インランに関する情報を選手に与えることは禁止されている。但し、主催者による情報は許されている。

401.2.8 技術施設係長(The Chief of Technical Facilities)

技術施設係長は、競技会に使用される全ての技術的システム及び装置の管理と正常な機能に 責任を持つ。技術施設係長は、以下の装置が正常に機能することを確認しなければならない。

- 一飛距離、インラン速度、風速を測定し表示する装置。
- 照明(スポットライト)。
- 一人エインランクーリングの全システム。
- 一内線電話又は無線通信回線。
- 一各競技者のスタート番号、飛距離、飛型点、総合得点を表示する電光掲示板。

401.2.9 設備係長(The Chief of Equipment)

設備係長は、競技委員長に適切な設備を提供する責任を持つ。設備係長は競技会中に適切な 設備、用具が用意されていることを確実にするために競技前に、競技委員長と密接に打ち合 わせを行わなければならない。

401.2.10 救急係長(The Chief of First Aid Services)

救急係長は、公式練習及び競技会の期間中に競技者、観客、役員などの負傷者の応急処置に 責任を持つ。救急係長はまた、医療機関への緊急輸送手順を構築しておかなければならない。責任の中には公式練習と競技期間中に適切な医療チームと必要な医療設備が準備されるようにしなければならない。医療支援要件の詳細は、メディカルルールやガイドラインが含まれているFISメディカルガイドの第1章に記載される。

402 ジュリー及び競技運営 (The Jury and Competition Management)

- 402.1 ジュリー (The Jury)
- 402.1.1 ジュリーは以下のメンバーにより構成される。
 - -技術代表(TD)
 - 一競技委員長
 - ーアシスタント技術代表

402.1.2 ジュリーの責務(The Duties of the Jury)

ジュリーは、公式練習を含めた競技全体が、国際競技規則 (ICR) の規則に従って正しく組織、運営されることを確保しなければならない。

ジュリーは以下の事柄を決定する。

402.1.2.1 競技者がスタートすべき最大インラン長を決定する。
インランの長さは、ジャンプ台の機能が最大に使われるように決定されなければならない。
競技会においてジュリーは、設定されたヒルサイズ(HS)の95%に達したらそのラウンドの
ジャンプをそのまま続行するかどうかを検討しなければならない。ジュリーは、進行中のラウンドをそのままのインラン速度で続行するか、中止してより低いスタート位置から再開するかを決定しなければならない。

飛距離が短すぎる場合は、ラウンドを中止して無効にすることができ、より高いスタートゲートから再開することができる。また、いわゆるウインド/ゲート補正システムが整っている場合も競技ラウンド中にインランの長さを変更できる(第422.1条参照)。

- 402.1.2.2 競技者をスタートさせる風の状況(速度)を決定する。
- 402.1.2.3 競技会の中断、延期、中止の必要の決定。
- 402.1.2.4 不可抗力によりスタート地点への到着が遅れた競技者のスタート順について、又は妨害を受けた競技者の再ジャンプに関しての決定。 ジュリーが直ちに決定することが出来ない場合には、暫定的にジャンプ又は再ジャンプを許可することが出来る。この決定は観客にアナウンスされなければならない。
- 402.1.2.5 競技中に発生した全ての抗議、失格、制裁、疑問でICR規則規定で判断できないものについての決定。
- 402.1.3 決定(Decisions)

ジュリーの決定は全て公開投票で行われ、その決定事項議事録は行われた決定すべてについて作成されなければならない。各ジュリーメンバーは、それぞれが1票の投票権を持つ。全てのジュリー決定の必要数は単純過半数とする。

各メンバーは、以下の例外を除き、(賛成か反対、棄権はできない)投票しなければならない。

ーメンバーが不可抗力により投票を妨げられた場合。

同票数の場合、ジュリーメンバーの議長が決定票を投じる。

402.2 競技運営 (The Competition Management)

- 402.2.1 オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界選手権、ジャンプワールドカップ、サマーグランプリジャンプ大会において、競技運営は以下のメンバーにより構成される。
 - -FIS レースディレクター(RD)
 - -技術代表(TD)
 - 一競技委員長
 - ーアシスタント技術代表
 - ーアシスタントレースディレクター
 - 一用品コントローラー
- 402.2.2 コンチネンタルカップ、FISカップ大会において、競技運営は以下のメンバーにより構成される。
 - -COC/FISカップコーディネーター
 - -技術代表(TD)
 - 一競技委員長
 - ーアシスタント技術代表

403 ジュリー及び競技運営を務めるFIS役員

(FIS officials for Jury and Competition Management)

- 403.1 FIS技術代表 (TD) (The FIS Technical Delegate)
- 403.1.1 技術代表は、FISカレンダー記載のすべてのジャンプ競技会について任命される(第405条、任命)。技術代表は、競技がICRの規則と適切な各カップ規定に従って行われるようにする責任を持つ。オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界選手権、ジュニアスキー世界選手権、ジャンプワールドカップ、サマーグランプリジャンプ大会、コンチネンタルカップジャンプ大会において技術代表は、一般には開催国内スキー連盟のメンバーであってはならないが、FIS理事会はこのルールに対し例外を下すことが出来る。技術代表は、ジャンプ委員会の決定を遵守する義務を有し、任命の時点で有効なライセンス

403.1.2 要件と資格(Requirements and Qualifications)

を所持していなければならない。

技術代表の候補者は、役員を支援するという役割について、広範囲なバックグランドを持っていなければならない。技術代表はFIS公用語である英語で明瞭に意思伝達ができなければならない。技術代表の候補者の各国スキー連盟は、役員・ルール・コントロール小委員会の検討に委ねるために、候補者の資格を提出しなければならない。新しい候補者の資格試験期間は3年間である。この資格試験期間が開始する時点で、候補者は43歳未満でなければならない。ジャンプ委員会は、各国スキー連盟が候補者に代わって許可申請を提出することが明確な場合にはこの規則の例外を認める。

FIS理事会により承認された技術代表の資格のガイドラインは、技術代表としての資格取得に適用される。

技術代表候補者の資格試験期間中については、当該候補者はその経費の支払いを受ける権利 はない。

- 403.1.3 試験とライセンス(Examination and Licence)
 - 資格のための要件を全て満たした後、候補者は試験を受けることが出来る。FIS理事会で承認されたFIS TD試験ガイドラインが試験に適用される。

試験に合格後、候補者は公認手帳 (pass book)とTDバッジからなるライセンスを受け取る。

403.1.4 ライセンスの継続と取り消し(Further Qualification and Revocation)

FISのライセンスを保持するためには技術代表は、2年毎にFISの主催する資格コースを受講しなければならない。

正当な理由なしに続けて2年間、技術代表として任命されながらその役割を果たすことが出来なかった場合には技術代表のライセンスが取り消される。取り消された資格は、所属する各国スキー連盟の審判委員長の推薦レターがFISに届けられ、当人がFISの資格取得コースに参加し、その主任講師が当人がそのコースを修了したとの認定をした後でなければ資格復活と再任命をされることはない。再任命は、役員・ルール・コントロール小委員会で確認されなければならない。

FIS理事会に承認された継続と取り消しの指針が、技術代表資格取得コースに適用される。

5

403.1.5 技術代表の責務(The Duties of the Technical Delegate)

403.1.5.1 競技前(Before the Competition)

技術代表が点検すべき事柄には、次が含まれる。

- 大会の組織状況、宿泊設備、食事、交通手段、報道関係対策、作業状況が点検されること。
- ジャンプ台。ジャンプ台の整備状況、ジャンプ台の実際のプロフィールと公認証との差異、競技者の安全、飛距離判定装置が点されること。TDレポートで定められたレイアウト・運営要素・設備のコントロールのみならず長さ、幅、角度の計測コントロール。
- 競技会の技術的及び組織的計画状況。技術代表は、審判、飛距離判定員、計算係員 に関する状況を査定しなければならない。
- 更に、通信ネットワーク(電話や無線装置)、コーチスタンド、スコアボード表示、スタート信号、スタートコントロール、救急体制、観客対策なども点検しなければならない。
- 全ての技術的装置の管理。
- 競技プログラムに関しては、練習時間、チームキャプテンミーティング、競技時間、ドーピングコントロール、用品コントロール、表彰式の次第などに注意して点検しなければならない。
- ジャッジパスのコントロール及び各ジャッジの参加の確認。

技術代表は、これらの任務を遂行するために必要と思われる支援を組織委員会に要求する権 限を持つ。

403.1.5.2 競技進行中(During the Competition)

技術代表は、競技がICR規則に従って運営されていることを確認する責任がある。技術代表は、競技の進行中はいつでも審判台にいて競技に注目していなければならない。技術代表は、ジュリーが素早く正確な決定が出来るようにジュリーと直接、通信回線を持っていることが極めて重要である。

ICR規則で判断できない問題が起こった場合、又はジュリーメンバーから問題提起された場合はいつでも会議を召集し、決定を行うまでの手続きを開始しなければならない。

403.1.5.3 競技終了後(After the Competition)

技術代表は、競技終了後直ちに、競技会のすべての事柄についての書面のレポートをFIS ノルディックオフィス(住所: CH-3653 Oberhofen)に送付し報告(レポート)を行わなければならない。そのレポートは、規定に従った書式で関係があると思われるコメントを追記しなければならない。このレポートには、組織委員会の準備に関する考察、ジャンプ台の整備状況、競技会の総合評価、公式最終成績、全ての会議の議事録とジュリー会議の決定事項などが含まれていなければならない。レポートはオンラインで利用可能である。

403.2 FISレースディレクター (RD) (FIS Race Director)

FISが最も高いカテゴリーの大会にこの役員を指名する(第402.2.1条参照)。FISレースディレクターはジャンプTDライセンスを所有していなければならない。

- 403.2.1 レースディレクターの責務は以下を含む:
 - -国際スキー連盟の利益を代表する。
 - ーインスペクションの予定を立てかつ行う。
 - 主催者契約のすべての面において正しく実行されているか監督する。
 - -FISの規則及びガイドランに沿って大会が正しく運営されているかを監視し、各技 術委員会へ報告する。
 - -関係団体全員の調整の責任を負う。
 - 延期及びキャンセル後の大会の代替に関する決定の調整。

レースディレクターはこれらの任務を満たすために必要と思われる支援を組織委員会に要求 する権限を持つ。

403.3 TDアシスタント(TD-Assistant)

TDアシスタントはジャンプTDライセンスを所有していなければならない。

、TDアシスタントは以下の特別な職務の責任を持つ。

- 到着後、ジャンプ台公認証の有効性を点検。
- 競技施設(選手エリア、リフト、ウォームアップエリア、スタートエリア、インラン、テークオフ、ランディングエリア、アウトランエリア)を正しく かつ正当に 準備する責任。
- 安全に関わる設備(側面板、フェンス)の点検。
- コーチとの連絡
- 関連があると思われるコメントを加えたTDレポート様式の完成。

403.4 レースディクレターアシスタント (RDアシスタント) (RD-Assistant)

FISが最も高いカテゴリーの大会にこの役員を指名する(第402.2.1.2条参照)。RDアシスタ ントはジャンプTDライセンスを所有していなければならない。RDが特別な任務に対しRDアシ スタントを指名する.

更に、RDアシスタントは以下の特別な職務の責任を持つ。

- ーインランスピード測定及び風速測定の技術システムの配置。
- -技術システムの監視と管理。
- ースタート方法の調整と指示。

403.5

コンチネンタルカップ、FISカップコーディネーター (COC-/FIS-Cup Coordinator) FISがCOC<mark>及びFISカップ</mark>大会にこの役員を指名する(第402.2.2条参照)。コンチネンタル カップ、FISカップコーディネーターはジャンプTDライセンスを所有していなければならな い。

- 403.5.1 コチネンタルカップ、FISカップコーディネーターの責務は以下を含む:
 - -国際スキー連盟の利益を代表する。
 - 主催者契約のすべての面において正しく実行されているか監督する。
 - -FISの規則及びガイドランに沿って大会が正しく運営されているかを監視し、各技 術委員会へ報告する。
 - -関係団体全員の調整の責任を負う。
 - -延期及びキャンセル後の大会の代替に関する決定の調整

コチネンタルカップ、FISカップコーディネーターはこれらの任務を満たすために必要と思わ れる支援を組織委員会に要求する権限を持つ。

403.6 用品コントローラー(Equipment Controller)

FISが最も高いカテゴリーの大会にこの役員を指名する(第402.2.1条参照)。用品コントローラーはジャンプTDライセンスを所有していなければならない。

- 403.6.1 用品コントローラーの責務は以下とする。
 - 一必要な用品コントロール装置の適切な準備と維持に対し責任を負う。
 - 一用品のコントロール、違反の記録、ジュリーへの報告。

404 競技審判員(Judges and Referees)

404.1 飛型審判員(Jumping Judges)

FISカレンダーに記載されている競技会の全てに、飛型審判員が任命される(第405条 任 404 1 1 命)。このレベルの競技会には、5名の飛型審判員が立ち会わなければならない。これらの審 判員は、有効なFISのライセンスを所持していなければならず、その内の1名に飛型審判員の 候補者を含むことが出来る。 飛型審判員の任務は、役員・ルール・コントロール小委員会の指示と定めた規則に従って行 われる。

要件と資格(Requirements and Qualifications) 404.1.2

飛型審判の資格を取得しようとする候補者は、国内スキー競技会レベルで少なくとも3年間の 審判経験がなければならない。候補者の所属する各国スキー連盟は、役員・ルール・コント ロール小委員会の委員長に対し資格関連情報を提出する。各国スキー連盟の審判委員長は、候補者が飛型審判員のライセンスを取得するのに必要なジャンプ競技についての理解がある との書面による推薦状を書かなければならない。

候補者の資格試験期間は、最小限2年間とする。この期間中に各国スキー連盟は、候補者に必要なトレーニング及び実際の役割指名をしなければならない。候補者は、この資格取得期間 の始まる前には43歳を超えていてはならない。例外的な場合、各国スキー連盟が候補者に代 わって役員・ルール・コントロール小委員会に規則の例外適用申請をすることが出来る。

資格を与えられた後、飛型審判員の候補者は、ジャンプ競技のすべての事項について勉強し

- なければならない。以下のことを習得しなければならない。 一空気力学からみて最適な飛行フォーム及びそれに続く飛行から着地及びアウトラン への移動。
- -空中、着地、アウトランでの姿勢と動きの基準(第431条)
- 一空中、着地、アウトランでの失敗に対する減点(第431.2条)。

候補者は、FIS公用語の内少なくとも1ヶ国語で明瞭に意思疎通が出来なければならない。 F I S理事会に承認された資格取得の指針が、飛型審判資格取得コースに適用される。

飛型審判員候補者の資格試験期間中については、当該候補者はその経費の支払いを受ける権 利はない。

404.1.3 試験(Examination)

資格取得のための必要条件が満たされた後、各国スキー連盟のオブマン(委員長)は、候補 者が資格取得のための準備が完了したことを役員、ルール、コントロール小委員会の委員長 に連絡する。同時に、各国スキー連盟の審判委員長は、FIS国際ジャンプ競技会への候補任命 委員長に実技試験の実施を依頼する。

候補者は、実技試験の実施時において45歳以下でなければならない。飛型審判の試験におい ては、FIS理事会承認の規則が適用される。

404.1.4 ライセンス(Licence)

実技試験に合格した者は、ライセンスを受領する。このライセンスは飛型審判員の公認手帳 (pass book)、FIS審判バッジからなる。飛型審判員としての活動、FIS訓練コースへの参加の全てをこの手帳に記録しなければならない。

飛型審判員としての活動、FIS訓練コースへの参加を公認手帳に確証するのはTD、TDアシスタント、他のジュリーメンバー又は教育担当者のみとする。

404.1.5 ライセンスの継続と取り消し(Further Qualification and Revocation) 資格を取得した飛型審判員は、毎年、国際又は国内のラインセンス更新コースを受講しなければならない。FIS理事会に承認された資格継続指針が、このコースに適用される。 以下のいずれかの場合には、その審判は、国際競技会での飛型審判員の資格を失う。

一飛型審判員としての任命や活動を証明できない場合。一2年間、連続して審判資格更新コースを受講しなかった場合。

取り消された資格は、当人が国際審判員資格取得コースを修了し、所属する各国スキー連盟のオブマン(委員長)の推薦レターとそのコースの主任講師の認定書、役員・ルール・コントロール・委員会の確認書を受領した後でなければ復活されることはない。

飛型審判員が60歳に達した場合には、当人は自動的に飛型審判員名簿から除外される。但し、自国の国内スキー連盟内で国内レベルの競技会及び65歳まではコンチネンタルカップ、FISカップと国際競技会(FISレース)において引き続き飛型審判員として活動出来る。

- 404.1.6 飛型審判員の責務(Duties)
- 404.1.6.1 飛型審判員は、専門家として客観的に採点の基本原則に従って、全てのジャンプの採点を行わなければならない。飛型審判員に任命することで、FISは同人がその能力の最大範囲で運営規則を守ることに信頼を与えている。審判員は以下の事項を行わなければならない。 ースキーシーズンを通じて、いろいろのジャンプ台での実地により競技について研究する。
 - 一先入観や偏見を排し、客観的に各競技者を判定するように務める。

飛型審判員は、幅広く競技会での任命を受け色々なジャンプ台で常に審判活動をすることが必要である。審判員は、以下の義務を負う。

- -公式練習中には審判席についていること。
- ージャンプ台のすべての状況をよく研究し、審判席の指定された位置についても熟知 するようにする。
- 一飛型点を記録する方法についても慣れておく。
- 一競技会の試技でも、スタート前に指定位置で準備が出来ているようにする。

404.1.6.2 飛型審判員は、ICR規則(第430条)に従って個々のジャンプに対し他の飛型審判員や他の人に左右されることなく判定しなければならない。

他の人との間でいかなる通信手段をも使って連絡したり、人を通じて連絡してはならない。 飛型審判員は、各自が補助なしで定められた減点を行い、データーシステムに入力及び/又は 飛型記入カードに記入する。矛盾が生じた場合、飛型審判員がデーターシステムに入力した 減点(点数)が優先する。

但し、各選手のインターバルの時間内であれば入力(点数)の矛盾を訂正し発表できる。

404.2 飛距離判定役員(Distantce Measuring Officials)

FISカレンダー記載の全てのジャンプ競技会においては、飛距離は飛距離判定員により報告されなければならない(第432.1条、第432.2条)。

大会に参加する各国スキー連盟は、必要とされる資格を保持し、公式練習の全期間を通じて 責務を果す者を1名、飛距離判定役員として任命することが出来る。外国の飛距離判定員は、 主催者による任命から発生する経費についてはその支払いを受けることは出来ない。

404.2.1 飛距離判定員(Distance Measurers)

飛距離判定員は、飛距離判定係長により割り当てられた飛距離判定区域に従って、着地斜面の片側の飛距離表示板の後ろの用意された位置に着く。外国人の飛距離判定員が任命された場合には、着地斜面のK点とHS(w)の間の判定区域に配置され、その位置は飛距離判定係長の監視下で行われる抽選 (ドロー) により決定されなければならない。

飛距離判定員のそれぞれの受け持ちの範囲は、以下の範囲を超えてはならない:

HSの60%までは5m。

HSの60%から80%までは4m。

HSの80%から100%までは3m。

飛距離判定員は、自分の配置されている判定区域のみについて、明確な責任を持ち自分の周りの人の行動に左右されることなく着地後直ちに、自分の判定区域の着地地点を示し、飛距離記録員に明確にそれを伝える(第432.2条)。

オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界選手権、ジュニアスキー世界選手権、ワールドカップ、グランプリ、コンチネンタルカップ、FISカップにおいては、ビデオ測定装置が使用されるので、ビデオ測定装置が故障の場合にのみ、ビデオ測定範囲に付いている判定員は判定を行う。このため、判定員の受け持ち区間を10mまで拡大でき、着地斜面から高い所に立たなければならない。更に、着地斜面を横断する表示線を5mごとに敷設しなければならない。

オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界選手権、ジュニアスキー世界選手権、ワールドカップ、グランプリにおいて、全てのジャンプの記録が保証される限り測定は 飛距離判定員無しで行うことが出来る。

404.2.2 飛距離記録員(The Distance Recorder)

飛距離記録員は、着地斜面の飛距離判定員の反対側の適切な位置に就くが、距離の報告を受け易いような位置が与えられる。飛距離記録員は、飛距離判定員から示された飛距離を正確に記録し、報告することに責任を持つ。競技会の終了時に飛距離記録員は、計算係による処理と最終確認のために飛距離記録表の原本をコンペティションセクレタリーに渡す。

405 FIS競技役員の任命、費用支払い、保険

(The Nomination, Reimbursement, and Insurance of Competition Officials)

405.1 FISの任命 (Nominations)

FISは、国際スキー競技会に一定の役員を任命する。飛型審判員は、親族の参加する競技会への任命は行わない(祖父母、両親、子供、兄弟、姉妹、夫、妻)。

405.1.1 冬季オリンピック (OWG)、スキー世界選手権 (WSC)、スキーフライング世界選手権 (WSFC)、 ジュニアスキー世界選手権 (JSWC) について

(Olympic Winter Games, World Ski Championships, World Ski Flying Championships, Junior World Ski Championships)

OWG、WSC、WSFCでは、

- 一技術代表
- ーレースディレクター
- ーアシスタント技術代表
- ーアシスタントレースディレクター
- -用品コントローラー
- 一飛距離判定係長
- ービデオ飛距離判定員 2名
- 一飛型審判員6名

抽選(ドロー)に基づき交代で、1度につき5名の任命された飛型審判員は、オリンピック及びスキー世界選手権の各ジャンプ競技日、及びスキーフライング世界選手権競技日に職務に就く。

6番目の飛型審判員は、それぞれの競技会又は競技日に、スタート審判<mark>又は転倒を判断する審判</mark>として活動する(ジュリーの決定)。

JWSCでは、

- 一技術代表
- ーアシスタント技術代表
- 一飛距離判定係長
- ービデオ飛距離判定員 2名
- 一飛型審判員5名

上記の競技会役員全ての任命はFIS理事会により行われる。

任命される飛型審判員は、異る加盟国内連盟に所属していなければならない。飛型審判員の内1名は、開催国のスキー連盟のメンバーでなければならない。

- 405.1.2 ワールドカップジャンプ(WCJ)、サマーグランプリジャンプ(GPJ)大会 (World Cup-and Grand Prix Ski-Jumping Competitions)
 - · 一技術代表
 - ーレースディレクター
 - ーアシスタント技術代表
 - ーアシスタントレースディレクター
 - 一外国人飛型審判員4名 及び
 - ー開催国より1名

役員・ルール・コントロール小委員会が、大会の技術代表とアシスタント技術代表を個々に任命し、大会おいて職務に就く飛型審判員を有資格者の中から1名ずつ任命できる4カ国を決定する。

開催国スキー連盟は、自国連盟の有資格飛型審判員のリストから残る1名の飛型審判員を任 命する。

- 405.1.3 コンチネンタルカップジャンプ大会(COCJ)(Continental Cup Ski-Jumping Competitions)
 - 一技術代表
 - -COCコーディネーター
 - アシスタント技術代表
 - -外国人飛型審判員1名

役員・ルール・コントロール小委員会が、大会の技術代表とアシスタント技術代表を任命 し、大会おいて職務に就く飛型審判員を有資格者の中から1名を任命する1カ国を決定する。 開催国スキー連盟は、自国連盟の有資格飛型審判員のリストから残る4名の飛型審判員を任命 する。

405.1.4 FISカップ (FCJ) と国際ジャンプ競技会(FISレース)

(FIS Cup Ski Jumping and International Ski-Jumping Competitions)

FISがFISカップコーディネーターを任命する。開催国スキー連盟が、技術代表、アシスタント技術代表と5名の飛型審判員を任命する。

技術代表、アシスタント技術代表と5名の飛型審判員は、指名時に有効なFISライセンスを所有していなければならない。

405.2 交替要員の任命(The Nomination of Substitutes)

FISICより任命された競技役員が競技会に参加出来ず、職務を果たせないときは(不可抗力)、役員は交替されなければならない。オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界選手権、ジュニアスキー世界選手権、ワールドカップジャンプ、サマーグランプリ、コンチネンタルカップジャンプでは、交替要員の任命はFIS本部により確認されなければならない。

405.3 費用支払い(The Reimbursement of Expenses)

競技会の組織委員会は以下の額の旅費と宿泊費の支払いに責任を持つ。

- 405.3.1 旅費(Travel Expenses)
 - -列車については、1等車の運賃
 - 長距離の場合の航空運賃 (エコノミークラス)
 - -又は車による旅行には、1キロメートルにつき0.7スイスフランのいずれか。

任命された競技役員は、旅行の前に旅行の手配について(列車、航空機、自動車)、主催者と協議しなければならない。

405.3.2 日当(Daily Allowance)

競技会会場までと競技会からの帰途の旅行中(旅行日)の1日につき、100スイスフラン。オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界選手権、ワールドカップジャンプ、サマーグランプリジャンプ、コンチネンタルカップ大会、ジュニアスキー世界選手権、及び必要ならばFISカップ(第405.4.5条参照)においては、技術代表、及びアシスタント技術代表は、更に大会期間中1日につき100スイスフランを受け取る。

405.3.3 宿泊(Accommodation)

大会会場周辺での適切なホテルで部屋と食事を無料で提供。 滞在に関しては公式練習日と競技日を含め、組織委員会と調整しなければならない。

405.4 上記の経費の支払いは、以下の競技会及び役員に対して適用される。

- 405.4.1 オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界選手権
 - 一技術代表
 - ーアシスタント技術代表
 - ーアシスタントレースディレクター
 - 一飛距離判定係長
 - ービデオ飛距離判定員 2名
 - 一飛型審判員6名
- 405.4.2 ジュニアスキー世界選手権
 - 一技術代表
 - ーアシスタント技術代表

ジュニアスキー世界選手権では、ジュニアスキー世界選手権ルールに従った支払いが以下に ついて適応される。

- 一飛距離判定係長
- 一飛型審判員5名

ビデオ飛距離判定員2名に宿泊を無料で提供しなければならない。

- 405.4.3 ワールドカップジャンプ、サマーグランプリジャンプ
 - 一技術代表
 - ーアシスタント技術代表
 - ーアシスタントレースディレクター
 - 一外国人飛型審判員4名

ビデオ飛距離判定員2名に宿泊を無料で提供しなければならない。

- 405.4.4 コンチネンタルカップジャンプ大会
 - 一技術代表
 - ーアシスタント技術代表
 - -外国人飛型審判員1名
- 405.4.5 FISカップ (FCJ) 及び国際ジャンプ競技会 (FISレース)

ーFISカップコーディネター

- -任命された国外からの技術代表、アシスタント技術代表、飛型審判員 上記役員は405.3.2条に従い支払いが行われなければならない。
- 405.4.6 FISカップ及び国際ジャンプ競技会 (FISレース)におけるFIS役員の国内からの任命 (National nominations for FIS Officials at FIS Cup and International Competitions) 任命された技術代表、アシスタント技術代表、飛型審判員5名に対し、国内スキー連盟、主催者は国内規定に従い、大会中少なくとも旅費、3食、宿泊費を支払う義務を負う。 技術代表、アシスタント技術代表には(上記費用を除く)少なくとも日当1日分を支払う。
- 406 競技者の年齢組別(The Age Classification of Competitions)

- 406.1 FISジャンプ競技における2つの年齢による組別を定めた。
 - -競技年の1月1日に20歳までの競技者はジュニア。
 - ージュニアの年齢制限を越える全ての競技者はシニア。

オリンピック、スキー世界選手権、ワールドカップでは、全ての競技者が組別なしに一つのカテゴリーでスタートすることとする。ジュニアスキー世界選手権での年齢規定は以下の通り。

ジュニアは、競技が行われる年21歳未満とする。2012年以降の大会におけるジュニアの誕生年は以下の通り。

2012年大会:1992年及びそれ以降に生まれた選手
 2013年大会:1993年及びそれ以降に生まれた選手
 2014年大会:1994年及びそれ以降に生まれた選手
 2015年大会:1995年及びそれ以降に生まれた選手
 2016年大会:1996年及びそれ以降に生まれた選手

- 406.2 オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界選手権では、全ての競技者が組別なしに一つのカテゴリーでスタートすることとする。ジュニアスキー世界選手権での年齢規定は第406.1条の通り。
- 406.3 その他の国際ジャンプ競技会では、これと別の年齢組別を決定することが出来る。エントリーの形態については、どのような年齢組別があるかを出場者に通知しなければならない。
- 406.4 各国スキー連盟がジュニアの競技者名をシニアの組でエントリーさせた場合には、シニアの 組でスタートすることが出来る。この組でスタートすることを希望するジュニア競技者は、 その組にふさわしい技術を持っていなければならない。
- 410 ジャンプ台(The Jumping Hill)
- 411 ジャンプ台建築基準

(Standards for the Construction of the Jumping Hills)

411.1 ジャンプ台のサイズ別分類

(Classification of the Jumping Hills according to sizes) ジャンプ台の分類は、L点(HS)の距離で決定される。 ジャンプ台の大きさによる分類は以下の通りである。:

種類 HSの距離 wの距離 スモールヒル - 49 m 50 m - 84 mミディアムヒル ノーマルヒル 85 m - 109 m75 m - 99 m ラージヒル 110 m 以上 100 m以上 185 m以上 170 m以上 フライングヒル

アウトランのゼロ点からカンテ先までの垂直高が88mを超えるラージヒルをFISは公認しない。

今後新たに2台並列のジャンプ台が建設される場合、ノーマルとラージヒルのHSの距離の差は 最低25mなければならない。

411.2 ジャンプ台に使用する略記号(幾何学的要素) (図1) (The Geometrical Elements for the Jumping Hill (Fig. 1)

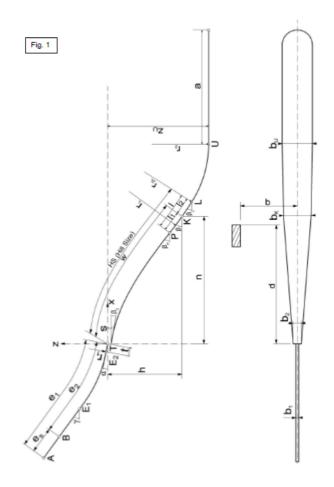
インラン(Inrun)

A 最上段スタート位置

- B 最下段スタート位置
- E1 曲線半径の始点
- E2 曲線の終点、テークオフの始点
- T テークオフの先端
- e e1 インランの最上段スタート位置からテークオフテーブル先端までの距離
- e2 インランの最下段スタート位置からテークオフテーブル<mark>先端</mark>までの距離
- es スタート位置区域の長さ
- t テークオフの長さ
- γ インラン直線区間の斜度
- α テークオフの斜度
- r1 E2点でのインランの曲線の半径

着地区域の形状(Profile of Landing Area)

- T ジャンプ台のテークオフの先端(=座標原点)
- s テークオフの高さ
- P 着地区域の始点
- K 建築基準点
- L 着地区域の終点
- U アウトラン区域の始点、プロフィールの最下点
- HS テークオフの先端から着地区域の終点Lまでの測定距離(ヒルサイズ)
- w テークオフの先端と建築基準点K点間の距離、ICR第415.1条に準じて測定
- h テークオフの先端とK点の高低差
- n テークオフの先端とK点の間の水平距離
- Zu テークオフの先端から最下点Uの高低差
- I1 P-Kカーブの長さ
- 12 K-Lカーブの長さ
- 」 着地区域P-Lカーブの長さ
- a アウトランの長さ
- βο テークオフ底辺とした着地面カーブの接線角度
- βp P点での接線角度
- β Κ点での接線角度
- βL L点での接線角度
- rL 着地斜面の半径P-L
- r2L L点での曲線半径
- r2 U点での曲線半径
- b1 インランの明確な幅
- b2 テークオフの下の幅
- bK K点の整備された幅
- bu r2半径終点及びアウトランの始点の整備された幅



411.3 ジャンプ台縦断面の基準(Description of the Side Profile)

- 411.3.1 インラン(The Inrun) インランは、斜度 γ の直線区間、そしてテークオフの始点でゼロから半径r1曲線の終点まで上昇するカーブへと続き、長さtと斜度 α のテークオフ直線区間につながる構造となっている。スタート位置は、それぞれ同じ間隔でes区域上になくてはならない。
- 411.3.2 着地斜面(Landing Hill Profile) 着地斜面区域は、以下の部分からなっていなければならない。テークオフ先端の下から始まり、 着地斜面全体、移行カーブ、アウトラン区域。
- 411.3.2.1 着地斜面のカーブは、sの高低差を持ったテークオフ先端の下のテークオフ底部から斜度 β oを持って始まり、斜度 β pを持ったP点で終わる。着地斜面のプロフィールは、短い飛距離の競技者にも、長い飛距離の最適な飛行曲線を持つ競技者にも良い条件を与えるよう整備されなければならない。
- 411.3.2.2 P点からL点までの着地斜面は、rL半径により決定される弧となっている。このカーブは、P点から β pの接線角を持って始まる。K点及びL点においての接線角は、 β 及び β Lである。
- 411.3.2.3 着地斜面からアウトランまでのカーブはクロソイド曲線でも円曲線でもよい。
- 411.3.2.4 アウトランは制動と停止に充分な広さを持っていなければならない。アウトランの横断面は水平でなければならない。縦断方向には、傾斜や円弧を持っていてもよい。

411.4 競技会用にジャンプ台を整備する場合、以下のジャンプ台要件が基本であり遵守しなければならない。

m/s (=km/h:3.6) で示される書面上でのスピード速度Vo (m/s) と長さ (m: メートル表示) の相関数値。

t = 0.25 Vo (指針値/ガイディングバリュー) s = 0.025 w 最小0.70 m (指針値/ガイディングバリュー)

インランガードレール間の明確な幅の最小値。

インラン

最大値は上記数値+25cmとする。

着地区域及びアウトランの整備区域の最小幅。

b 2 = 0.06w、ただし最少として3m

b k = 0.20w、ただし最少として6m

b A = 0.22w、ただし最少として6.5m

411.5 競技要素と安全要素のためのジャンプ台建設についての要件

(Construction Requirements for the Jumping Hill that Serve the Elements of Competition and Safety)

411.5.1 インラン(the Inrun)

ジャンプ台のインランは、ジャンプ台の最大飛距離に到達できる、必要な速度Voが得られるように設計されなければならない。スターティングゲートのレイアウトは、各々が等間隔となるようにし、それぞれの高低差は0.40mを超えてはならない。各ゲートにナンバーを付け、最下段のスターティングゲートをNo.1とする。

インランの整備雪面はプロフィールゲージの設計雪深と一致していなければならない。プロフィールゲージの外側には、高さ0.5m以上のガードレールを設置しなければならない。ガードレールは少なくともスタートからテークオフ先端の1m前までに設置しなければならない。ガードレールと整備されたb1幅との間の距離は、全幅においてさらに25cmを超えてはならない。

ガードレールが設置される区間のインランには、転倒した競技者に危険となるようないかなる 障害物もあってはならない。最上部では、ガードレールの始まり地点では、さらに安全性を確保するためにガードレールの上端部は上に向ってテーパーの形状とし、角は丸められていなければならない。

411.5.2 着地区域(The Landing Area)

テークオフの底部から、着地斜面の設計された全幅の全体にわたって、雪を整備しなければならない。ジャンプ台が使用される時は、整備区域にはいかなる障害物もあってはならず、 移動可能な装置は取り除かれていなければならない。

着地斜面の両側には、転倒した競技者の安全と外れたスキーが流れるのを停止するためにガードレールを設置しなければならない。ガードレールは、着地斜面の整備された雪上プロフィールから高さ70cm以上に設置しなければならない。着地斜面上には、0.1wから移行カーブの終点までガードレールを設置しなければならない。移行カーブの終点から退場ゲートやアウトラン区域全体まで、ガードレールの高さは雪上プロフィールより1mとする。雪上プロフィールゲージ及び飛距離掲示(パドル)はガードレール上に記載されなければならない。またガードレールは、着地プロフィールに平行でなくてはならない。ガードレール設置区間の着地斜面は、転倒競技者に危険となるようないかなる障害物もあってはならない。全ガードレールの上端部は丸められていなければならない。ガードレールは転倒競技者の外

全カードレールの上端部は丸められていなければならない。カードレールは転倒競技者の外 れたスキーが通りぬけないように設置しなければならない。

コンクリートで作られたガードレールは、着地区域の内側にはパッド(当て物)を設置しなければならない。

411.5.3 ジャッジタワー(The Judges Tower)

5つの審判室は、頑丈な仕切りで分けられていなければならず、最低幅1.0m、奥行1.2mがな ければならない。審判室は、テークオフに向かって上向きで、競技者の飛行曲線に沿うよう 設置することを推奨する。窓の下枠と部屋の床との間は1.0mの高低差でなければならない。 部屋の壁は、審判員が他の審判員の採点が見えないように造られていなければならない。競 技委員長及び他の競技役員の部屋は、相互に干渉されたり、審判員がその任務の遂行を妨げ られたりしないように造られていなければならない。

2つのジャンプ台が共通のアウトランを使用する場合、2つのジャンプ台のK点の高低差が3m を超えなければ、2つの審判台を造る必要はない。審判台は2つのジャンプ台の小さい方の側 に設置されなければならない。審判台と審判室の設置位置は、大きな方のジャンプ台のテークオフとの水平距離と、それに依る基準に従った鉛直距離に依り計算される。

411.5.4 コーチスタンド(The Coaches Stand)

> 国際競技会が開催されるジャンプ台においては、適切なコーチスタンド2台(各々20名分)が なければならない。1台はテークオフ先端近辺に、2台目は競技者のフライト及び着地を妨げ なく見ることができなければならない。

OWG, WSC, WCJでは、コーチ40人分のコーチスタンドを用意しなければならない。

- 411.5.5 オリンピック、スキー世界選手権には競技者のためのリフトが必要である。
- オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界選手権、ジュニアスキー世界選手 411.5.6 権、ワールドカップジャンプでは、インランの近くに20名の競技者を収容できるだけの広さ の暖房設備のある部屋が必要である。
- プラスチックマットのジャンプ台(Jumping Hills with Plastic Covering) 412

プラスチックマットのジャンプ台の建設に関しては、ジャンプ台小委員会が制限的規定を決定している。それらは、特にマットの性能、プラスチックカバーを要する区域、インランの基礎、着地及びアウトランの建設に関係しており、最新の技術に基づいたジャンプ台小委員 会委員長に認められたものが有効である。また、同委員長はプラスチックカバーに依るジャ ンプ台の建設に関しての計画や公認の手続き用紙を提供する。

413 スキーフライングヒル(Ski Flying Hills)

スキーフライングヒルには、特別規則が適用される。新設又は既存のスキーフライングヒル の改修は、計画図面がFISにより承認されてからでなくては着手できない。以下の制限と要件 が満たされなければならない。

- -h:nが最低0.60でなければならない。
- -Voの最大値は29 m/s30 m/sとする。
- ーテークオフ台の先端とアウトラン平面への移行曲線の最低点との間の高低差 は130 m135m以下でなければならない。 一着地斜面上のK点に於ける幅(bk)は0. 18w以上でなければならない。
- ー半径r2の終点かつU点(アウトランの始点)の幅(bu)は0.20w以上でなければ ならない。

テークオフテーブル先端の他、ランディングエリアのガードレール両サイドの外側に、K点・ L点・U点の正確な雪上プロフィールの高さをコンクリート素材に表示しなければならない。 これらの表示はジャンプ台公認証の数値と一致し且つ示されていなければならない。

414 ジャンプ台の公認(The Approval of Jumping Hills)

FISカレンダー記載のジャンプ競技会は、現行のFIS公認と公式ジャンプ台公認証を得たジャンプ台でしか開催できない。

ジャンプ台小委員会がノーマルヒル、ラージヒル、スキーフライングヒルについて公認証を発行する。国際競技会の開催が予定されていない限り、スモールヒルとミディアムヒルの公認は各国スキー連盟により行なわれる。スモールヒル、ミディアムヒルに対する各国スキー連盟の基準は、FIS基準から逸脱することが出来る。

新しい基準は2009年1月1日以降に建設または改修されるジャンプ台に適用される。2009年1月 1日以前にFISの公認証を受けたジャンプ台は、以前の建設基準により承認されたものとして 公認ジャンプ台として有効である。

414.1 新設及び改修ジャンプ台(New or Reconstructed Jumping Hills)

414.1.1 ジャンプ台建設の着手前に、ジャンプ台の施主は、国内スキー連盟に計画図面を提出しなければならない。その計画図面は当該連盟より、ジャンプ台小委員会委員長の承認およびジャンプ委員会によるロジスティックと組織的側面の確認を求めて提出される。新設及び改修両方、この手続きが必要である。申請には、申請ジャンプ台の縦断面及び平面図、1:500縮尺の図面のコピー3通が含まれる。

更に、建設計画図面に加えて計画案には国の認定する機関、研究所、企業の公認気象調査書が含まれていなければならない。この気象調査には、申請された現場の雪と風の条件に関するデータが提供されていなければならない。報告される情報は、以下の現場の位置で観測されなければならない。現場の計画位置のジャンプ台のテークオフと着地区域の間で、正確な風に関するデータが測定され記録されなければならない。記録されるべき時期は、12月の初めから3月末までである。測定されるべき風のデータとは、風向と風速である。風速はm/sで測定されなければならない。

全般的事項として、現場の選択、計画、ジャンプ台総合施設の設計は、自然保護と環境保護を充分に考慮し、条例等がある場合にはそれを遵守していなければならない。

- 414.1.2 国際大会に使用予定のジャンプ台に対する公認は、第414.1.4条に基づき、ジャンプ委員会からの全ての要件及び測定が満たされた場合のみ与えられる。
- 414.1.2 ジャンプ台に関するFIS基準(第411条)が完全に満たされており、気象レポートが完備して 414.1.3 いて肯定的なものであれば、ジャンプ台小委員会委員長は予備的建設許可を与えることがで きる。委員会の委員長は、それからジャンプ台小委員会の他の委員に自分の行為を伝え、次 回の小委員会会議で、申請の討議と最終的承認を与えることを議題として追加する。
- #14.1.3 申請がFISのジャンプ台建設基準(第411条)を満たしていない場合には、ジャンプ台小委員会は、ジャンプ台建設の許可の可否をその後の会議のいずれかで決定しなければならない。ジャンプ台小委員会は、FIS基準からの逸脱に充分な理由が認められ、ジャンプの技術的実行が事故なく行なわれることで競技者の安全が保証される場合には、許可を与えることができる。

414.2 ジャンプ台の公認(The Homologation of Jumping Hills)

414.2.1 ジャンプ台の新設、刷新、改修工事が完了したら国内スキー連盟は、同ジャンプ台の認定を ジャンプ台小委員会の委員長に申請しなければならない。申請には1:500の縮尺の縦断面及び 平面図のコピー3通を添付しなければならない。図面の正確さは、公的資格を有する専門機関 により確認されなければならない。

- 414.2.2 国際競技会の開催を意図する全てのプラスチックマットを有するジャンプ台については、2回目(夏用)の縦断面の承認が必要である。特別のプラスチックジャンプ台公認証は、オリジナルのジャンプ台公認証の隣りに掲示されなければならない。ジャンプ台の施主は、プラスチックマットについても公認申請を行なわなければならない。ジャンプ台小委員会の委員長は、小委員会の委員を施設点検のために任命する。施設がジャンプ台規則及び特別規則(第412条)に合致している場合には、小委員会の委員長が公認証を交付する。
- 414.2.3 設計図面が検討された後、ジャンプ台小委員会の委員長は、FIS建築基準に合致している ジャンプ台の縦断面について自ら公認証を発行する。

縦断面にFISの基準からの逸脱がある場合には、委員長は以下の決定をしなければならない。 ー申請されたジャンプ台の国内スキー連盟の再検討、管理、責任により必要な変更を 加える義務を条件として許可を与える。

- 一公認ジャンプ台検査官の今後の検討と検査が必要。
- 例外的許可を検討する(第414.1.3条)。
- 414.2.4 ジャンプ台小委員会は、縦断面の改修が行なわれた場合のジャンプ台の公認について、定例会議のいずれかで決定することができる。委員会の決定は、委員長に提出された確認済の申請書、縦断面の図面、縦断面の測定に基づいて行なわれる。
- 414.2.5 ジャンプ台公認証の有効期間は5年間である。5年後には延長申請を提出しなければならない。ジャンプ台の縦断面に何らの変更も修正もなかった場合には、以前の公認証のナンバーが分かるように、延長1回目、2回目と数字が上がっていく。改修が行なわれた場合には、以前の公認ナンバーに加え改修1回目、2回目とその旨が記載される。プラスチックマットのジャンプ台の公認更新には、ジャンプ台小委員会の委員長に任命された検査官の報告書が必要とされる。公認証は、近年の経験から競技者の安全が規則に則って守られていることが示されている場台、更新される。ジャンプ台小委員会は毎年、FIS公認ジャンプ台のリストを発表する。

414.3 検査報告書と文書の配布

(Inspection Reports and the Distribution of documents)

ジャンプ台小委員会委員長の提案を受けて小委員会は、新設、縦断面の改修が予定されているジャンプ台の検査のためにジャンプ台検査官を任命する(第414.2.2条)。

この検査報告書は、FISの公用語の一つで書式に記載されて提出されなければならない。各検査の直後に、報告書のコピー2通がジャンプ台小委員会の委員長に送付されなければならない。

ジャンプ台小委員会の委員長は、公認されたジャンプ台のプロフィール(縦断面と横断面の 1:500縮尺の図面)を確実に以下に配布されるようにしなければならない。

- ージャンプ台の施主
- -国内スキー連盟
- ージャンプ台建設小委員会ファイル

公認手数料と補償(Charges and Compensation) 414.4

ジャンプ台プロフィール検証、承認とジャンプ台及びプラスチックマットのジャンプ台の公 認証には、以下の手数料がかかる。

- ー建設開始前の新設、改修ジャンプ台のプロフィール検証料:100スイスフラン
- ー新設、改修後のジャンプ台プロフィールの公認証を含む承認料:200スイス フラン
- ー最初の申請、延長、プロフィール変更後のジャンプ台公認証の発行代:100スイ スフラン

申請時に、相当額をFISの銀行口座に送金しなければならない。

新計画案の作成に関して発生する費用またはジャンプ台検査官の費用などその他の全ての費 用は、ジャンプ台の施主により負担されなければならない。ジャンプ台検査官の報酬は技術 代表と同額とする(第405.4条)。

415 測定機器(Measuring Devices)

415.1 飛距離表示板の設置(Jumping Distances)

飛距離表示板は、wの0.5倍からL点(HS)の下方5mの区間の着地面の両側に設置されなければ ならない。スキーフライングの特別規則が各ジュリーにより決められる。飛距離表示板を正 確に置くために巻尺を使い、テークオフ先端の両端からK点までの50%の着地斜面を測定する (端数をmに切り上げる)。この測定地点に、着地斜面の右左の両側に適切な飛距離表示板を 設置する。斜面に沿って1m毎に測定し、飛距離表示板を設置する位置を決める。 機械装置(機械飛距離判定)による飛距離判定では、その機能の有効性についてのジャンプ 委員会の承認が必要である。

インラン速度測定機(Inrun Speed) 415.2

インラン速度Voの測定機は以下に設置されなければならない。

- ー計測区間は8m。
- -2つ目の光電子ビームはテークオフ先端手前から10mの位置に設置する。
- -光電子ビームは、雪面から0.2mの高さに設置する。

FISカレンダーに掲載されているHS85m以上のジャンプ台では、インラン速度は公式練習から 競技を通じて全ての期間中測定されなければならない。

415.3

風向風速計(Wind Velocity and Direction) 測定器は最適飛行曲線の高さに合わせて側面に設置する。データを記録するゲージは平均値 ではなくそれぞれの条件を示さなければならない。

各瞬間の数値が鮮明にかつ適切な方法によりジャッジタワーの司令室で示されなければなら ない。ノーマルヒル、ラージヒル及びフライングヒルでは3ヶ所(テークオフの先、K点距離の50%と100%地点)に設置しなければならない。この測定器の他に、ジャンプ台各サイド最 低8本ずつの風速用の旗を飛行の高さに合わせ設置しなければならない。

ウインド/ゲート補正システムが使用される場合、風向風速測定装置の固定に関する特別ルー ルがある。

415.4 スタートの許可とスタート時間コントロール (Start Permission and Start Time Control)

415.4.1 3面による方法(Three phase mode)

オリンピック、スキー世界選手権、フライング世界選手権、ジュニアスキー世界選手権、ワールドカップ、サマーグランプリ大会とコンチネンタルカップジャンプ大会において、スタート許可及びスタート時間コントロールは3色(赤、黄、青)のスポットライトと連結したデジタル時計を用いて管理し、その時計はスタート間隔調節可能なプログラムにより自動的に作動すること。

赤色(スタート準備)では時計は設定タイムからゼロ秒まで逆に進む(カウントダウンする)。赤色は競技の最中、必要に応じストップする事ができる。続く黄色では時計は前へ進む。選手は黄色でスタート位置(スタートバー)に着く。難しいコンディションによっては、ジュリーは最短の黄色間隔を設定できる(通例10秒から15秒)。黄色の間隔は10秒から45秒まで可能である。もし、選手をスタートさせる状況でなければ(黄色中に青色にすることが出来なければ)、シグナルは自動的に黄色から赤色に変わる。この場合、選手はスタート位置(スタートバー)を外し、新たにスタートをやり直す。黄色は最短で10秒で青色に変わる。

変わった青色の点滅でスタートが始まり、10秒間点滅でスタートが終了する。10秒以内で選手はスタートし、スタートバーを離れなければならない。信号は自動的に赤色に戻り、次の選手のスタート方法が始まる。黄色と赤色のタイムは信号装置上、別々のディスプレーで鮮明に選手が見えなければならない。

415.4.2 2面による方法(Two phase mode)

他のFIS大会におけるスタート許可及びスタート時間は、自動でコントロールするライト信号 (交通信号)を使用しなければならない。

最初5秒間青色が点灯し、次に最小5秒間、最大10秒間点滅する。

上記における全体のスタート時間の長さは、最低10秒から最大15秒となり、その後赤色になる。これらの全てのスタート時間の長さは、選手が明確に見えなければならない。スタート時間のカウントダウンも自動式時計で表示されなければならない。

競技委員長又は任命されたアシスタントやジュリーメンバーが、スタート時間コントロール 装置の責任を持つ。

正確なスタート時間管理ができるように、その他の技術的機器も使用することができる (例:スタート位置に着く指示を目で見たり聞いたりして知ることができる視覚や聴覚機 器)。その特別規則はジャンプ委員会により定められている。この方法は、コンチネンタル カップ大会にも使用できる。

415.5 各種距離、角度、温度の計測(Lengths, Angles, and Temperatures)

アシスタント技術代表がいつでも現地で測定できるように以下の測定器が備えられていなければならない。

- -50m巻尺 (デジタル式)
- 一水準器
- -数メートルの表裏面平行のまっすぐな角材 (Tの長さが望ましい)
- 一角度計
- 一温度計
- ーポケット用メーター尺(最低3m)

これらの測定機器は、技術代表が実際の現在の雪のプロフィール、雪温、気温を測定できる ためのものである。

416 報道関係者用施設及び観客への情報提供

(Information for Spectators and Facilities for Media Representatives)

416.1 観客への情報提供(Information for Spectators)

場内放送による情報提供に加えて、競技者も観客もスコアボードが見られるようになっていなければならない。スコアボードには、競技者のスタート番号、飛距離、各飛型審判員の飛型点,総合得点、現在の順位が示されていなければならない。 5名の飛型審判の飛型点は、同時に表示されなければならない。

416.2 報道関係者の席(Stands for Media Representatives)

マレビ、ラジオ、新聞、雑誌、写真などの関係者のために、最適な作業環境と場所を提供しなければならない。この条件の中には、常に、スタートリスト、現在順位、順位の変更などの情報の連続的提供、観戦に最適な場所の提供、上記関係者の仕事の便宜のため障害を受けない機器の設置場所の提供が含まれる。

ジャンプ競技会では、ストロボその他の発光装置の使用は競技者の動きの妨げとなるため許可されない。

417 雪面の整備(Snow Preparation)

公式練習の開始前及び競技期間中全体にわたって、ジャンプ台ーインランの最上段のスタート地点からアウトランの終点までは、要求されている状態に正しく整備されていなければならない。

417.1 インラン及びテークオフの整備(Requirements for the Inrun and Takeoff)

雪面状態は、雪面が完全に平らでかつプロフィール板表示と正確に同じ高さでなければならない。このプロフィールは、最低20cmの雪深を考慮しなければならない。雪を踏み固めることで必要な雪の固さにする。

トラックは以下の寸法に従い、専門的機材(トラックカッター、トラックプレーン(平面)、 差し込みプロフィールゲージ又は同様のもの)を使用して整備しなければならない:

- w75m以上のジャンプ台の両トラックの中心線の間隔:30-33cm
- トラックの幅: 13.0-13.5cm
- トラックの深さ:ノーマルヒル 最低2cm

ラージヒルとフライングヒル 最低3cm

OWG, WSC, SFWC, JWSC, WCJにおいては以下の規則が有効となる。:

- 冬季、インラントラックは人工雪や氷、または例外的なケースの場合は人工物(チャイナ等)で整備しなければならない。
- インラントラックは必要ならば冷却できなければならない。人工雪または氷のインラントラックはクーリングシステムで補強しなければならない。 トラックはトラックカッターで作らなければならない。
- 雨又は暖気により発生する表面の水分をトラックから排水することを確保しなければならない。

インラン及びテークオフの整備は、各競技ラウンドの間中、全選手に同じ条件を与えなければならない。降雪、転倒、長い中断のため競技中インランの変更又は整備が必要になった場合、競技を再開する前に十分な数のテストジャンプをしなければならない。不十分かつ危険な状態の場合、ジュリーはフォージャンパーの内容及び彼らに及ぼす天候の影響を判断基準とする。

テークオフの長さ又は角度が一競技ラウンドの間変更になった場合、そのラウンドをキャンセルし再スタートしなければならない。

その日のジャンプの終了時点で、インラントラックをその状態のままにする又は雪をとり除き新たに作るかどうかの判断は、ジュリーの責任である。例外として、ジュリーは人工インラントラックの使用を決定する権利を有する。

着地斜面及びアウトランの整備(Requirements for the Landing Slope and Outrun) 417.2 雪面は、必要な密度と硬度を持つように整備されなければならない。雪の深さは、最低30 c mでなければならない(プラスチック台は35cm) オリンピック、スキー世界選手権、フライング世界選手権、ジュニアスキー世界選手権、 ワールドカップ大会開催地においては、整備が絶対必要である。グルーミング(雪面なら し)、パッキング(雪面固め)は適切なグルーミングマシンを使用して行ってもよい。必要 な硬度を得るために薬品を使用してもよい。整備した雪面は完全に平らで設計した雪面プロ フィールと一致しなければならない。この条件は最初の飛距離表示板からU(移行カーブの終 点) までの間で特に重要である。

417.3 着地斜面上の標識(The Marking of the Landing Hill)

ヒルサイズ(HS)は、針葉樹の小枝のようなもの使った横断線で着地斜面に標示しなければ ならず、着地斜面の両サイドに長さほぼ5mの赤色で標示すること。更に、着地斜面両サイド に、異なる色の標識 (バナー:帯状の布) を以下のように設置しなければならない。

- 建築基準点 (K) とヒルサイズ (HS) の間: 両サイドに赤のバナ-
- K点からP点方向: 両サイドに青のバナー、長さはK点とHS間と同じとする。 転倒ラインからHS方向: 両サイドに緑のバナー、長さはK点とHS間と同じとする。

飛距離に関して、飛距離判定員、飛型審判員、観客の目安として、また、ビデオ飛距離判定 の目盛りとして、横断線をP点の10m上からヒルサイズ(HS)まで、5m毎に設置する(例: 60m、65m、70m、75mなど)。ジュリーがさらに必要と判断した場合は、目安を加えるこ とができる。

417.4 転倒ライン(The Fall Line)

アウトランでの転倒ラインの位置を決定するのはジュリーの責任である。決定がなされた 後、横断線をペイント又は針葉樹の小枝で表示しなければならない。原則として転倒ライン は、r2の終点に置く。

- 競技の管理運営(The Administration of the Competition) 420
- 421 エントリー、抽選(ドロー)、補欠競技者の参加(Entries, Draws, and the Admission of Reserves)
- FISスキー競技会では、個々の選手のエントリーに関して同一の規則が適用される(第215 421.1 条)。
- 421.2 スタート順の抽選(ドロー)は、競技運営規則に従って行なわれる。(ノーマルヒル又は ラージヒルにおける選手権、第451条; ノーマルヒル又はラージヒルにおける個人競技、第452条; 団体競技、第453条; スキーフライング競技、第454条)
- 421.3 参加国(クラブ)からの参加競技者数が限られているジャンプ競技会では、補欠の選手がス タートしない競技者に代わって参加できる。 ジュリーが、補欠競技者のエントリーの資格と参加を決定しなければならない。

422 競技会(The Competition)

- 422.1 ジュリーは、使用されるインランの長さ(スタート位置)を決定しなければならない。使用するスタートが多数決で決まったら、そのスタート位置はラウンドが中断されて再競技が行なわれない限り、競技ラウンドの間を通して変更されてはならない。ジュリーの決定したスタート位置より長いインラン(高いスタート位置)を使用することは許されない。いわゆるウインド/ゲート補正システムが整っている場合、ジュリーは安全と公平を第一に競技ラウンド中でもインランの長さを変更することが出来る。トレーナ/コーチは自チームの選手のインランの長さを減らす権利を有する。この場合、当該選手のスタート手順における赤ランプ内にこの決定がアナウンスされなければならない。いずれにせよ、ウインド/ゲート補正ファクターがトータルスコアに含まれる。
- 422.2 競技者はスキーポールやその他の加速用具を使用することはできない。外部からの助力を受けることも禁止されている。競技者に全てのラウンド(練習、予選、競技会)の間、各自のゼッケンを着用することが義務付けられている。この規則に違反すると競技者は失格となる。
- 422.3 ジャンブ台及び役員の準備が整ったら、競技委員長又はジュリーより指名や指示を受けたアシスタント(1名)は審判台から、各競技者にスタートの信号を送る。スタート管理の正確なスタート時間を指示するための信号は、1回以上送ってはならない。
- 422.4 スタート信号は、シグナルに青が点灯したことで確認される。このような信号機が使用できない場合は、テークオフにいるスタート管理役員による旗でジャンプ台が開いたという合図を競技者にすることができる。
- 422.5 競技者は、次選手へのスタート合図が始まる前に、定められた時間内に自分のジャンプを完全に終了しなければならない。
- 422.6 競技委員長は、ジャンプ台の準備、全役員の準備完了、気象(風)条件が公平であるように ジャンプ台係長と、テークオフ、アウトラン、風測定装置担当の各々のアシスタントとの間 の連絡がうまく取れるように配慮、調整しなければならない。
- 422.7 スターターは、次の競技者のスタート番号とスタート準備完了を競技委員長に報告しなけれ ばならない。
- 422.8 競技者は、自分のスタート番号が呼ばれたときには、スタートの準備が完了していなければならない。競技者は、各スタートタイム装置の方法(3面の場合10秒、2面の場合10秒-15秒)に従い、スタート信号が出てからスタートを切らなくてはならない。競技者がスタート時間を過ぎてもスターティングゲートを離れない時は、自動的にジャンプ台をクローズする(第415.4条参照)。
- 422.9 スタート時間が表示されている間、自動式カウントダウン表示(例:プログラム化されたデジタル時計)は、競技者に明確に見えるようになっていなければならない(第415.4条参照)。
- 422.10 競技者は、スタート時間内にスタートしなければならない。例えば、天候不安定などの何らかの理由で、スタート時間の途中で中断した場合、スタート方法は再度やり直される。
- 422.11 競技者は、公式のスタート信号の前にスタートしたり、第三者の合図を待つために故意にスタート準備を遅らせたりしてはならない。スキー、ビンディング、用具、衣服などに問題があるように装ってもそれは許される理由とはならない。これらのいずれの行為も、原則として失格となる。

- 422.12 「不可抗力」により妨げられて、スタートに遅れた競技者は、ジュリーに上訴(アピール) することができる。ジュリーは、そのすべての事情報告を受けてその競技者にスタート順外 で残りの競技に参加を許可することができる。
- 422.13 できれば、飛型点は各競技者のジャンプ終了後に表示されるべきである(点数公開)。得点 した飛型点の音声でのアナウンスは禁止される。
- 423 再ジャンプ(The Repetition of a Jump)

役員のミス、動物、観客、その他の不可抗力的な理由によりジャンプの途中で妨害された競技者は、ジュリーに上訴(アピール)できる。ジュリーは事実を調査して、再ジャンプを認めるか、上訴(アピール)を却下するかのいずれかを決定する。上記のいずれかの場合、ジュリーは、ジュリーの判断で再ジャンプを認める権利を有する。

- 424 競技会前のジャンブ台での練習(Training on the Jumping Hill before the Competition)
- 424.1 競技会前のジャンプ台での練習(公式練習)は、組織委員会が日程に組み込まねばならず、 それを確認するのはジュリーの責任である。 開催期間中の自己責任の下、及びコーチの指導による追加練習(自由練習)は禁止である。
- 424.2 競技会の公式練習には、登録された競技者及び競技委員会により任命されたフォージャンパーのみが参加できる。 オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界選手権、ジュニアスキー世界選手権、カップ競技会では、公式練習に参加できる権利は、実際の規則と規定に基づく。
- 424.3 公式練習では、ジュリーに指定されたスタート順に従い、各競技者はスタート番号を着けて 練習を行なわなければならない。オリンピック、スキー世界選手権、スキーフライング世界 選手権、ジュニアスキー世界選手権、カップ競技会では、特別規則が適用される。
- 424.4 FIS国際競技会では、最低1日はジャンプ台が公式練習に用意されていなければならない。オリンピックとスキー世界選手権では、競技の前に3日間、公式練習用にジャンプ台が準備されていなければならない。競技委員会は、公式練習の日程を決定する際、雪と気象条件を考慮に入れなければならない。競技委員会は、全ての競技者に最適練習条件を提供しなければならない。 技術代表は、これらの問題について競技委員会に助言を与え、支援しなければならない。
- 424.5 できれば公式練習時間は、競技日と同じ時間帯に予定しなければならない。練習日のスケジュールと変更がある場合の変更事項は、なるべく早く通知されなければならない。
- 424.6 全ての公式練習日程に対して、ジャンプ台は良コンデションで競技のときの条件のように整備されていなければならない。十分な数の役員とジャンプ台整備員が公式練習期間にも出ていなければならない。
- 424.7 公式練習全期間中に、飛距離を注意して見守り、インランの最大距離を決定し、ジュリーの確認を得る。
- 424.8 公式練習全期間中、飛型審判員とコーチの作業及び観測場所を割り当てる。
- 424.9 公式練習全期間中も、必要な医療を施すため、救急班が現場待機していなければならない。 医療支援要件の詳細は、メディカルガイド及びガイドラインが含まれるFIS医療支援ガイドの 第1章に記載される。

430 ジャンプ競技の審判(The Judging of the Ski-Jump)

ジャンプ競技は、飛距離と飛型により採点される。飛距離点はK点との関連で得点計算表により出される。K点に到達した競技者が60点を獲得する。飛型点は最高で60点である。

431 飛型点の採点(The Judging of the Ski-Jump Performance)

431.1 原則(Principles)

審判員は、テークオフ終了からアウトランの転倒ラインを通過するまでの競技者の継続した 動作の外見を、テークオフの正確さ(テークオフのタイミング)、完成度(動作の実行)、 安定性(飛行姿勢、アウトラン)及び全体の印象の観点から採点しなければならない。

理想的なジャンプに与えられる計算ポイントは、

- ーボディー及びスキーを利用し、効果的かつ空気力学的飛行姿勢を形成する。
- 一腕と脚の姿勢、空中における正確なスキーの位置。
- 一流れに沿った着地の動作と
- ーアウトラン姿勢

更に、全体における空中、着地とアウトランの印象が美しく伝わること。減点の内容(失敗や不足)は、選手の連続する動作状況を3つのグループ(空中、着地、アウトラン)に分け、それぞれで減点を行なわなければならない。審判員は、減点基準に基づき、3つのグループ;空中、着地、アウトランそれぞれで減点を行い、計算係(コンピューター及び/又は計算室)に提出しなけらばならない。

431.2 姿勢及び動作の基準(Standards for Position and Movement)

431.2.1 空中 (The flight)

選手は下記の動作で飛行曲線を描かなければならない。

- ーテークオフでの大胆かつ積極的な動作
- 理想的な飛行姿勢に達する迅速かつ滑らかな移行
- 一着地態勢に移行する瞬間的な正しい動作

採点基準 (Judging criteria's)

- -空気抵抗の積極的な利用
- ーボディーとスキー板を使用して、効果的な飛行姿勢を形成する
- ースキー板、脚、腕が左右対称で理想的かつ安定した姿勢をとること
- 一脚は完全に伸びていなければならない

減点(Point deductions):

一空中全体での最大減点数

5点

431.2.2 着地 (Landing)

選手は、

- 安定した空中姿勢から
 - 頭と上体を起こし
 - ・ 両腕は両サイド前方向か上方向に伸ばし
 - スキー板を平行にもっていく
- スキーテールが地面に触れる直前に
 - どちらか片方の脚を踏み出し、
 - 膝を曲げる
- 滑らかな着地を得るため着地衝撃を減らす筋力を使用することにより地面に 触れた後
- それと同時に
 - ・ 両足の歩幅を広げ、後脚を更に深く曲げる (テレマーク姿勢)
 - スキー板は平行で衝撃を左右の脚に平等に分散させ
 - 両腕は水平にかつ前方向か上方向にバランスをとるため伸ばす

採点基準 (Judging criteria's)

- 空中姿勢から着地まで上体を真直ぐにしたスムーズな動き
- 接地した際、片方の脚を踏み出しかつ膝を曲げる
- スピードを抑えるための着地の衝撃を緩和する積極的な動き
- 正しく膝を曲げてスムーズな着地をする(深すぎず、長過ぎず)
- 着地衝撃を緩和した後、正しいテレマーク姿勢での脚の位置 例:・両足の間隔は中くらい。最低でも1足分であること。
 - ・また、少なくとも着地の瞬間にこの間隔が保たれていれば評価をし この場合、着地の衝撃の間、保たれていなければならない。
- スキー板は平行で両足の間隔は板2本を越えないこと、左右の板と全体的な 表面に均等な抵抗があること。

減点(Point deductions):

- 着地全体での最大減点数

- 5点
- 着地の最後においてテレマークが入らない着地 (足が平行) (1つの失敗として)

最低2点

431.2.3 アウトラン (Outrun)

選手は、

- 一正しい足の位置と膝を曲げた状態で着地衝撃を緩和した後、テレマーク姿勢を
- 維持し、その後上体を起こす。さらに 一移行カーブを通過し若干高く、しかしスキーが平行又はハの字の状態で安定しか つリラックスした姿勢で転倒ラインを通過する。

採点基準(Judging criteria's)

- ー着地の後、短い時間安定したテレマーク姿勢を維持する。約10-15m
- ースキー板は平行で、間隔は板2枚を超えないことくハの字は認める> (第421.2.2条参照)
- 一両腕及び両脚がリラックスした姿勢で、身体の位置は直立かつ両足に均等な 重さで転倒ラインを安全に滑走する。

減点(Point deductions):

- アウトラン全体での欠点に対する最大減点数。

7.0点

- 転倒ライン通過までの移行カーブ全体における

不安定及び/又は不正確な体の位置。

0.5~3.0点

一両手、背中及び/又は臀部がスキー板、雪面又はマットにタッチ (接触) して、移行カーブを通過。これはまた、

この姿勢で転倒ラインを通過することにも適用する。

4.0~5.0点

- 転倒ライン通過前又は転倒ライン上で転倒。

7.0点

432 飛距離判定(The Measuring of Distance)

432.1 飛距離の定義(The Definition of Jumping Distance)

飛距離とは、テークオフの先端と着地斜面上の競技者が着地した地点までの距離である。着 地とは、両足が着地斜面に完全に平に接触したときに完了したとみなされる。異常着地 (例:片足だけが斜面に完全に接触し、もう一方の足は空中にある)の場合には、飛距離は 最初の足が斜面に完全に平に接触したものを基にして計測する。 転倒により両足で雪面に着地しない場合、飛距離は体のいずれの部位が最初に着地斜面に接

触したものを基本にして計測する。

432.2 飛距離判定員による飛距離の判定(The Measuring of the Jumping Distance by the Distance Measurers)

飛距離判定員は、着地斜面の一方の側に位置し、競技者の飛行曲線を着地点まで目で追う。 自分の判定範囲にジャンパーが着地した判定員は、0.5mの精度まで飛距離を合図する。飛距 離の判定は、判定員の手を飛距離表示板に置くことで示す。もう一方の手を挙げて、0.5mの 端数のあることを示す。飛距離表示板は着地斜面の両側に設置し、角度の錯覚によるミスを 防ぐ(第415.1条)。

432.3 機械装置による飛距離判定(Technical Distance Measuring)

- 432.3.1 飛距離記録及び飛距離点計算のために0.5mまでの精度で飛距離を測定し記録する機械装置を 使用してもよい。
- 432.3.2 飛距離は、予備のためにも機械装置の故障の場合に備えるためにも飛距離判定員により実際 に測定されなければならない。

433 得点計算と成績の発表(The Calculating and Announcing of Results)

433.1 飛型点(Style Points)

まず5名の審判員の採点より始まり、その最高と最低の採点を排除する。残った3つの得点を 合計する。これらの得点の合計がそのジャンプの飛型点である。

433.2 飛距離点(Distance Points)

飛距離に対する得点は、ジャンプ台の規模により計算される。1m毎の得点は、ジャンプ台の K点により定められた得点換算表による。

点距離	1m当たりの点数
20-24m	4. 8
25-29m	4. 4
30-34m	4. 0
35-39m	3. 6
40-49m	3. 2
50-59m	2. 8
60-69m	2. 4
70-79m	2. 2
80-99m	2. 0
100m以上	1.8
170m以上	1. 2

ジャンプ台のK点が基準点となる。つまり、K点距離が距離点60点となる。ジャンプ台の1m当りの点数が決定された後、測定された飛距離との距離差が計算される。K点以下の飛距離は、距離差に1m当りの点数を掛け、それを60点から差し引く。一方、K点以上の飛距離は距離差に1m当りの点数を掛け、それを60点に加える。

433.3 総得点(The Collective Point Score)

得点は、飛型点と飛距離点の合計である。もし、最終成績における飛型点と飛距離点の合計がマイナス点になった場合、最低点は0点となる(マイナス点は無い)。

433.4 総合得点(The Total Point Score)

この得点は、競技ラウンドの総得点を合計したものである。最高得点の競技者が優勝者である。2名以上の競技者が同得点である場合は、同順位であることが宣言され、その競技者は同順位として表彰される。タイの次の順位は、タイとなった競技者の数だけ排除される。最終成績表においては、同順位は競技者のスタート番号の逆順に記載される(遅い番号が先にくる)。

433.5 成績の公表(The Announcement of the Results)

非公式の成績表は、競技終了後直ちに公表されなければならない。計算係長とコンペテイション・セクレタリーは、非公式成績表を記録表原本と比較して検討する。それから、コンペテイション・セクレタリーはジュリーに承認を求めるため最終成績表を提出する。ジュリーの下に何の抗議も提出されなかった場合には、抗議提出期限の後に成績表が公式成績表として公表される。原則として、抗議提出期限は競技終了後15分である。チームキャプテン会議でその期限時間を短縮できる。成績表には以下のデータが含まれていなければならない。

- 一競技会名
- ー開催年月日及び場所
- ージャンプ台の名称及びK点及びヒルサイズ (HS)規模
- 一飛型審判員の氏名及び国名
- ージュリーメンバーの氏名及び国名
- -天候に関する情報 (雪の状態、気温、風など)
- ーエントリーした、スタートした、クォリファイされた(失格とならなかった) 競技者の人数
- 一競技者の成績順位、スタート番号、氏名、国又は所属クラブ名、飛距離、 インラン速度、飛距離点、飛型点、ラウンド毎の総得点、競技終了時点の総合 得点

公式成績表は、技術代表及び競技委員長の署名がなければならない。FISに送付される公式成績表は、ラテン文字(アルファベット)で記載されていなければならない。

空中、着地、アウトランの減点リストも送付する(第431.1条)。

440 失格,抗議,懲戒処分(Disqualifications, Protests, Disciplinary Measures)

下記第441条、442条、443条は全競技共通規則

第223条 (制裁)

第224条 (手続きガイドライン)

第225条 (上訴委員会)

の基準に適用しなければならない。

441 制裁、失格(Sanctions, Disqualifications)

ジュリーは、ICR(国際競技規則)、各競技会規則、ジュリーの決定に従わない者、又は以下の行為のいずれかを行なった者に対し制裁措置を取る。

- 441.1 第203条 (FISライセンス) の資格規定違反の者
- 441.2 虚偽の内容でエントリーする者
- 441.3 組別の年齢規定に違反(第406条)する者
- 441.4 次条項の規定違反をする者

第204条 選手の資格

第205条 選手の義務と権利

第205.6条 選手への支援 第206条 スポンサーと広告

第207条 広告とコマーシャルマーキング

第215条 エントリー

第217条 ドロー

第221条 健康診断とドーピング

- 441.5 ジュリーは、次のいずれかの理由の場合、選手を失格にするものとする。
- 441.5.1 競技用品 (第222条)
- 441.5.2 明確にクローズされているジャンプ台で練習した場合
- 441.5.3 スタートに遅れて到着した場合(第422.8条及び422.12条)
- 441.5.4 インランの長さの決定に違反した場合(第422.1条及び422.2条)
- 441.5.5 スタートコントロール時間を越えた場合(第422.10条)
- 441.5.6 ジャンプ台がクリアであることを知らせる合図の前にスタートした場合、又は意図的にスタートの準備 を遅らせた場合(第422.11条)

後の失格の根拠:

第441.5.1条 競技用品

第441.5.3条 (スタートに遅れて到着した場合)

第441.5.4条 (インランの長さの決定に違反した場合、又は認められていないスタートのヘルプを使った場合)

第441.5.5条 (スタートコントロール時間を越えた場合)

第441.5.6条 (ジャンプ台がクリアであることを知らせる合図の前にスタートした場合、又は意図的にスタートの準備を遅らせた場合)

これは、現ラウンドの間に影響のあったジャンプにのみ適用される。当該選手は、当該ラウンドの総合ランキングに入ったままであるが、ポイントはゼロとする。

442 抗議(Protests)

- 442.1 競技者のエントリーに関する抗議は、競技会開始前にコンペティションセクレタリーに書面 を以て届けられなければならない。
- 442.2 競技会中の他の競技者あるいは役員の行為に関する抗議は、競技終了後15分以内に、書面を 以てコンペティションセクレタリーに提出されなければならない。
- 442.2.1 オリンピック及びスキー世界選手権では、口頭による抗議は5分以内にジュリーメンバーに提出されなければならない。
- 442.3 成績の計算間違いや成績表のミスプリントに関する抗議は、競技会開催日から1ヶ月以内に、競技者の所属国内スキー連盟から競技会組織連盟に書留郵便で送付されたものが考慮の対象となる。間違いが証明された場合には、修正した公式成績表が再発行され、必要な場合は賞が正しく授与される。
- 442.4 ジュリーは、抗議が制限時間内にコンペティションセクレタリーに100スイスフランの預託金を納めた場合は、それを考慮、審議する。
- 442.5 飛距離判定員が測定する距離及び飛型審判員の飛型点は、繰り返すことの出来ない実際の事実における主観的決定(いわゆる事実の供述)であるが故に訂正はされない。結果の訂正を目的とするこの主観的決定に対する抗議は、認められない。上記には、変りやすい風の状況におけるジャンプのスタートコントロール方法に関する抗議も含まれる。

443 懲戒処分(Disciplinary Measures)

- 443.1 ジャンプ委員会は、規則違反や不公正な決定や判定をし、又は態度不良の行為をした技術代表や飛型審判員を、以下の懲戒処分に処することができる。
 - 一戒告
 - ライセンスの一定期間停止

懲戒処分の申請は、書面を以て役員・ルール・コントロール小委員会に提出されなければならない。同小委員会は、当該役員の事情聴取を行い、ジャンプ委員会に決定を求めるため、 提案書を送付する。

- 443.2 ジュリーは、故意に不正な飛距離判定をしたり、不適切な飛距離判定を行なったり、態度不良の飛距離判定員を、以下の懲戒処分に処することができる。ジュリーが飛距離判定係長から申し出を受けた場合にのみ、以下の処分に処することができる。
 - 一訓告
 - 一戒告
 - -飛距離判定員の任務の一定期間停止
- 443.3 競技会においてチームキャプテン又はトレーナーがICR、FISジャンプ委員会又はジュリーの 決定に違反、又はスポーツマンらしからぬ態度をとった場合、ジュリーは制裁を課すことが 出来る。

3rd Section

各種類別競技会運営規則

(Regulations for the Administration of Specific Types of Competitions)

450 スキージャンプ競技会の種類(Types of Ski-Jumping Competitions)

以下の種類のスキージャンプ競技会を開催することが出来る。

- ノーマルヒル及びラージヒルでの国際選手権
- --つのジャンプ台(ノーマルヒル又はラージヒル)での国際競技会
- 一団体戦
- ースキーフライング競技会
- 451 ノーマルヒル及びラージヒルでの国際選手権

(International Championships on Normal and Large Hills)

- 451.1 オリンピック及びスキー世界選手権のジャンプ競技会は、2つの異なるサイズのジャンプ台で行われる。世界選手権チャンピオン・オリンピックチャンピオンは、各々のジャンプ台種目ごとに選ばれる。小さい方のジャンプ台は、ヒルサイズ(HS)が最低100mなくてはならない。ヒルサイズ(HS)の差は、少なくとも25mなければならない。
- 451.2 公平な機会を全競技者に保証するために、ジャンプ台はオリンピック又はスキー世界選手権の公式練習の最初の日から14日前まで練習にも競技会にも使用させないようにする。 ノーマルヒルの競技会を先に行う。競技日程は、第424.1条規定に従って、2番目のジャンプ競技にも求められている3日間の公式練習日が、1番目のジャンプ競技の後に予定されるように組まれなくてはならない。
- 451.3 オリンピックとスキー世界選手権では、FISー般規定により、各参加国スキー連盟からのエントリーは、各種目につき4名までに制限されているが公式練習には最大6名参加出来る。各々の種目に別の競技者をエントリーさせてもよい。

451.4 オリンピックとスキー世界選手権では、個人戦が両方のジャンプ台で行われ、得点が計算される2回のラウンドから成り、最大参加選手は50人とする。最新ワールドカップジャンプ順位表でその場にいる上位10名以外の全選手(最大各国4名、第451.3条参照)は、個人戦の予選に参加しなければならない。最終練習日に、試技と予選ラウンドを実施する。但し、各国最大4名のみがエントリーを認められる。ジュリーは、予選免除者のグループ内でインランゲートを変更する権利を有する。更に予選免除者(最新ワールドカップジャンプ順位表上位10名)の予選ラウンド参加は本人の意思による。予選免除者の人数に関わらず最大50人まで満たされる。但し、予選通過者の最長不倒距離の95%に達し転倒した選手は、50人に加えて競技会に参加する権利を有する。競技プログラムには、1回の試技(トライアルラウンド)が含まれていなけらばならない。試技に参加するかどうかの判断は、本人の意思による。

- 451.5 練習、予選、トライアルと1回目の競技ラウンドのスタート順については、競技者は以下の2つのグループに分けられる。
 - ーワールドカップジャンプポイントのない選手:グループ I ーワールドカップジャンプポイントのある選手:グループ I

グループ内でのスタート順は、以下のように決められる。

- ーグループ I は抽選
- ーグループⅡでは、最新WCJ順位表の逆順(*順位の低い方から順に)

2回目の競技ラウンドでは、スタート順は最初の競技ラウンドで獲得した総得点の低い順からとなる。

2回目の競技ラウンドには、最初の競技ラウンドの上位30名のみが参加出来る。

- 451.6 オリンピック及びスキー世界選手権において、1回目の公式競技ラウンドが行われた後、悪天 候のため競技が延期された場合には、2回目の公式競技ラウンドは、天候が許す限り出来るだけ早く行われなければならない。翌日に2回目の公式競技ラウンド(2本目)が延期された場合、2本目の前に試技を行なわなければならない。 例外的な場合として、オリンピックやスキー世界選手権の期間中に2回目の公式競技ラウンドを行うことが出来ない場合、1回目の公式ラウンドの総得点が最終成績となる。このような状況が発生した後に、試技を1回目の公式ラウンドとすることは許されない。
- 452 ノーマルヒル又はラージヒルでの国際競技会 (International Competitions on One Hill(Normal or Large Hill)
- 452.1 エントリー、グループ分け、抽選、スタート順 (Entries, Groupings, the Draw, and Starting Order)
- 452.1.1 参加各国スキー連盟の競技者エントリー表は、遅くとも抽選の行われる2時間前にはレースオフィスに提出されなければならない。エントリー表には以下の項目が含まれていなければならない。

 姓/名/所属クラブ名/生年/シードグループ
 例外的なケースとして、ジュリーはこの期間を短くすることが出来る。
- 452.1.2 原則として、競技者は4つのグループに分けられる。各チームからは各グループに1名の競技者をエントリーできる。グループの番号はⅣ(一番優秀なジャンパー)、Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ(一番優秀でないジャンパー)となる。1つの競技会に5名以上のエントリーのあるチームがある場合にはこの方法を繰り返す。

- 452.1.3 あるチームが9名以上の競技者をエントリーさせる希望があれば、チームキャプテン会議において、その超過分の競技者をどのグループに入れるかを決定する必要がある。この場合、グループ I-Aとして追加のグループを作ることも出来る。
- 452.1.4 あるチームが4名未満の競技者をエントリーする場合、チームリーダーは、その競技者をどの グループにシードさせるかを選ぶことが出来る。但し、チームリーダーは、1シードグループ に1名しかシードさせることは出来ない。
- 452.1.5 40名未満の競技会では、シードグループの数はチームキャプテン会議で決めることが出来る。
- 452.1.6 ワールドカップ、コンチネンタルカップ、FISカップでは、通常の実施方法として、各国スキー連盟毎の参加者数や、シードグループに関して特別規則を決定してもよい(例: KO方式)。
- 452.1.7 スタート順の抽選については、各シードグループごとに別々に行う。
- 452.1.8 原則として、スタート順は、シードグループ番号の順と同じにする。つまり、グループⅠ、 Ⅱ、Ⅲ、Ⅳである。特別な条件や状況があるときは、チームキャプテンで異なるグループ順 でのスタート順を決定してもよい。
- 452.1.9 2回目の公式競技ラウンドでのスタート順は、1回目の公式競技ラウンドの総得点の逆順とすることが出来る。更に、2回目にスタートする競技者の数を制限してもよい。
- 452.1.10 スタート順方法や競技会規模(競技者数)は、参加国スキー連盟に送られる招待状やカップ 競技規定の中で告知されていなければならない。
- 452.1.11 第452.1.9条に関する告知が参加各国スキー連盟に受領されていない場合には、チームキャプテン会議で、競技を第452.1.9条に従って行うかどうかを決定しなければならない。
- 452.2 ジャンプ回数 (The Number of Jumps)
- 452.2.1 全ての国際スキージャンプ競技会では、2回の公式競技ラウンドが行われなければならない。 競技プログラムには、1回の試技(トライアルラウンド)も含まれていなければならない。試 技に参加するかどうかの判断は本人の意志による。
- 452.2.2 例外的な悪天候のため、2回目の競技ラウンドを行なうことができない場合、1回目の競技ラウンドの総得点が最終成績となる。例外的に、悪天候やその他の異常な状況の場合、以前のいずれかの日に練習ラウンドが1回完了していれば、試技(トライアルラウンド)を行なわなくてもよい。この決定は、競技が開始する前にジュリーによりなされなければならない。このような状況が発生した後に、試技(トライアルラウンド)を1回目の公式ラウンドとすることは許されない。
- **452.3 プラスチックマットでの夏の競技 (Summer Competitions on Plastic Mats)**6月15日から10月15日の間 (南半球では、11月15日から3月15日の間)、FIS公認ジャンプ競技会をブラスチックジャンプ台で開催することができる。これら競技会はFISカレンダーに記載されていなければならない。これらの競技会でも、ICR規則が適用される。
- 453 スキージャンプの団体戦 (Team Competitions for Ski Jumping)

- 453.1 団体戦では、各チームは4名の競技者で構成される。
- 453.2 成績は、第433条に規定されたように計算され、チームの4名の競技者の総得点が合計される。個人戦と団体戦とを同時に開催することはできない。団体戦の得点は個人戦の得点として計算されてはならない。
- 453.3 競技者のスタート順は、事前のチームキャプテン会議で決定される。
- 453.4 トライアル及び2回の公式競技ジャンプは、各チームより1名ずつエントリーされた4つのグループで行なわれる。グループの各メンバーのスタート番号は以下のように色分される。

グループ I 赤のスタート番号 グループ II 緑のスタート番号 グループ III 黄のスタート番号 グループ IV 青のスタート番号

それぞれのグループ内での各チーム(国)メンバーのスタート順は、抽選により決められる。各チームは、自チームの競技者がどの順でスタートするかを決める。競技者は、トライアルでも両方の競技ラウンドでも同じグループに属する。チーム順の抽選の直後、チーム内の競技者のスタート順表を競技委員会に提出しなければならない。

- 453.5 条件によっては各グループの後、インランの長さを変更したり、特定のグループのみのラウンドを取り消しや再競技としたりすることができる。
- 453.6 スタート順は、現在のワールドカップの順位の逆順に基づく。同一順位の場合には、当該チームの中で、チームキャプテン会議で抽選により決定する。ワールドカツプ・ポイントのないチームは競技の最初にスタートし、その順も抽選による。
- 454 スキーフライング競技会 (Ski-Flying Competitions)
- 454.1 スキーフライング競技会の組織

(The Organisation of Ski-Flying Competitions)

FIS理事会が、全ての公認スキープライング競技会の開催を認可することとする。スキーフライング・ジャンブ台の施主は、その施設をFISの承諾と公認なしには使用しないことに同意しなければならない。

454.2 エントリー (Entries)

スキーフライング競技会の競技者は、所属の国内スキー連盟を通じてのみエントリーできる。国内スキー連盟は、競技者の行動に全責任を負う。

454.3 フォージャンパー(Forejumpers)

主催者は毎日、12名の適したフォージャンパーを準備しなければならない。当該ジャンパーは公式競技に参加する者ではない、しかし、ICR第215条に準じて各自所属のナショナルスキー連盟によりエントリーされなければならない。全員が、ジュリーが設定した競技ラウンドのスタート地点からスタート出来る能力がなければならない。すべてのフォージャンパーは18歳になっていなければならない。

454.4 競技日数とジャンプ数 (The Number of Days and Jumps)

スキーフライング大会は、4日間にわたって行なわれる。いずれかのラウンドが取り消しや再競技になったとしても、1日4本を超えるジャンプを行なってはならない。

- 454.4.1 スキーフライングワールドカップ (Ski Flying World Cup) 参加権利、練習・予選・競技のスタート順及び実施に関して、制限なくワールドカップジャンプルールが適用される。
- 454.4.2 スキーフライング世界選手権 (SFWC) (Ski Flying World Championship)
- 454.4.2.1 大会初日は練習と予選を行う。2日目及び3日目は個人戦の競技日とし、各日試技1本、競技 ラウンド2本からなる。競技ラウンドの全ての総得点の合計点数が世界選手権としてカウント される。4日目は団体戦を行う。
- 454.4.2.2 各国6名までエントリーが出来、全員が練習で飛ぶことができる。各国4名まで予選ラウンドにエントリー出来る。予選では、競技ラウンド1本目に出場できる選手数を40人まで減らす。練習・予選・試技・競技ラウンドのスタート順及び方法はオリンピックとスキー世界選手権スキーフライングワールドカップでの個人戦と同様であるが、個人戦競技2日目は以下の変更がある。前日の上位30人のみがトライアルと競技ラウンドに参加することが認められる。(第451.4条と451.5条参照)
- 454.4.2.3 悪条件のため競技日に競技ラウンド1本のみが行われる、又は競技が延期となり第454.4条のルールが守られる場合、実施された競技ラウンドの数が結果としてカウントされる。最終的に、スキーフライング世界選手権の結果が競技ラウンド1本のみから成ることもありえる。
- 454.4.3 スキーフライングの得点換算 (Scoring valuation of the Ski-Flying) スキーフライング大会では、計算基準点となるK点距離の飛距離点が120点となり、1mにつき 1.2点で換算する。